

官報号外

平成十二年三月三十一日

○第一百四十七回 参議院會議錄第十一号

平成十二年三月三十日(金曜日)

午前十時六分開議

○議事日程 第十一号

平成十二年三月三十一日

午前十時六分開議

- 本日の会議に付した案件
一、國家公務員等の任命に関する件
一、日程第一より第三まで
一、平成十二年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、日程第四より第一〇まで

一、国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

一、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

一、参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件

一、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

で、投票ボタンをお押し願います。

[投票開始]

○議長(斎藤十朗君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

[投票終了]

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたしました。

[投票終了]

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたしました。

[投票終了]

○議長(斎藤十朗君) 次に、國地方係争処理委員会委員のうち上谷清君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

[投票開始]

○議長(斎藤十朗君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

[投票終了]

○議長(斎藤十朗君) 次に、國地方係争処理委員会委員のうち五代利矢子君及び藤田宙靖君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

[投票開始]

○議長(斎藤十朗君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

[投票終了]

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたしました。

[投票終了]

○議長(斎藤十朗君) 次に、國地方係争処理委員会委員のうち大城光代君及び塩野宏君の任命について採決をいたしました。

内閣申し出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

[投票開始]

○議長(斎藤十朗君) 次に、國地方係争処理委員会委員のうち大城光代君及び塩野宏君の任命について採決をいたしました。

内閣申し出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

[投票開始]

○議長(斎藤十朗君) 次に、國地方係争処理委員会委員のうち大城光代君及び塩野宏君の任命について採決をいたしました。

内閣申し出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

- 議長(斎藤十朗君) 次に、國地方係争処理委員会委員のうち大城光代君及び塩野宏君の任命について採決をいたしました。
- 議長(斎藤十朗君) 日程第一 環境衛生関係業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案
- 議長(斎藤十朗君) 日程第二 栄養士法の一部を改正する法律案
- (いずれも衆議院提出)

平成十二年三月三十一日 参議院会議録第一号

環境衛生関係事業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案外三件 機事日程追加の件 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 港湾運送事業法の一部を改正する法律案

一一

日程第三 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

並びに本日委員長から報告書が提出されました。

平成十二年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

を日程に追加し、四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

ます。委員長の報告を求めます。国民福祉委員長狩野安君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○狩野安君(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

ます。委員長の報告を求めます。国民福祉委員長狩野安君。

両法律案は、採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改

正する法律案は、戦傷病者戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を恩給の額の引き上げに準じて引き上げようとするものであります。

投票終了

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数
二百三十三

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしました。

投票反対
賛成

よって、四案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

投票開始

○議長(斎藤十朗君) 問もなく投票を終了いたしました。

投票終了

○議長(斎藤十朗君) これにて投票を終了いたします。

投票総数
二百三十三

○議長(斎藤十朗君) 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

投票開始

○議長(斎藤十朗君) これにて投票を終了いたします。

投票終了

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしました。

投票反対
賛成

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

投票開始

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしました。

投票終了

○議長(斎藤十朗君) 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

投票開始

○議長(斎藤十朗君) これにて投票を終了いたします。

投票終了

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしました。

投票反対
賛成

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

投票開始

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしました。

投票終了

○議長(斎藤十朗君) 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしました。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

る需給調整規制を廃止して事業への参入を容易にし、運賃及び料金の設定及び変更につき届け出制とすること等により特定港湾一般港湾運送事業者等による多様なサービスの提供を促進するとともに、港湾運送に関する秩序の確立を図るための措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、港湾運送事業の集約・協業化の支援策、日曜・夜間荷役の円滑な実施に向けた取り組み、港湾運送料金の過度なダンピングの防止策、拠出金制度の維持等について質疑を行いましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党宮本委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し四項目から成る附帯決議を行いました。

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(斎藤十朗君) 問もなく投票を終了いたしました。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕
○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたしました。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(斎藤十朗君) よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第六 弁理士法案(内閣提出)を議題といたします。	賛成
まず、委員長の報告を求めます。経済・産業委員長成瀬守重君。	反対
〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕	賛成
〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕	反対
○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしました。	賛成

○議長(斎藤十朗君) 本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。	賛成
〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕	反対
○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしました。	賛成
〔投票終了〕	反対
○議長(斎藤十朗君) 本法律案は附帯決議を行いました。	賛成

○議長(斎藤十朗君) 本法律案は附帯決議を行いました。	賛成
〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕	反対
○議長(斎藤十朗君) 本法律案は附帯決議を行いました。	賛成
〔投票終了〕	反対
○議長(斎藤十朗君) 本法律案は附帯決議を行いました。	賛成

まず、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律案は、地方公共団体が公民の適切な連携協力により効率的かつ効果的に諸施策の推進を図る観点から、地方公共団体が人的援助を行いうことが必要と認められる公益法人等の業務に専ら従事させるために職員を派遣する制度を整備しようとするものであります。

次に、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律案は、地方公共団体が設置する公設試験研究機関において研究業務に従事する一般職の職員について、任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の勤務条件の特例を定めようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、公益法人等への人的援助の考え方、公益

法人と營利法人への派遣制度の考え方の違い、開発型第三セクターの公共性、再採用を拒否された

場合の取り扱い、任期付研究員の任期満了後の処遇、任期付研究員業績手当の取り扱い、残された

地方公務員法制の改革すべき事項等について質疑を行いましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、両法

律案に対し、日本共産党を代表して八田ひろ子委員から反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長(斎藤十朗君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。――これにて投票を終了いたします。

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたしました。――これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたしま

す。

投票総数 二百三十一
賛成 一百九
反対 一十三

よって、両案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数 二百三十二
賛成 一百九
反対 一十三

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

を見直そうとするものであります。

委員会におきましては、審査の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしました。

投票総数 二百三十三
賛成 一百九
反対 一十三

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

投票の結果を報告いたしました。

本法律案は、港湾整備の効率化及び港湾をめぐる環境の保全の要請に適切に対応するため、環境保全への配慮を法律の目的に加えるとともに、重要港湾等の定義の明確化、港湾工事の費用に対する国の負担割合の見直し等の所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、港湾投資の効率性、我が国の港湾の国際競争力、港湾運営の効率化、港湾における環境問題等について質疑を行いましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して岩佐委員より本法律案に反対す

る旨の意見が述べられました。

○議長(斎藤十朗君) ただいま議題となりました国立国会図書館法の一部を改正する法律案につきまして、議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長西田吉宏君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) この際、口程に追加して、

國立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長西田吉宏君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) この際、参議院事務局職員規程の一部改正に関する件及び参議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件についてお諮りいたします。

議長は、両件につきまして議院運営委員会に諮りましたところ、議席に配付いたしました参議院

事務局職員定員規程の一部を改正する規程案及び参議院法制局職員定員規程の一部を改正する規

程案とのおりとする旨の決定がございました。

本法律案は、納本による図書館資料の収集をより適正に行うため、CD-ROMなどのパッケージ系電子出版物を納入の対象とするとともに、

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔議案は本号末尾に掲載〕

官 報 (号 外)

○議長(斎藤十朗君) 両規程案に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（斎藤十朗君） 御異議ないと認めます
よって、両規程案は可決されました。
本日はこれにて散会いたします。

出席者は左のとおり。

卷一

議長 茅野十郎君
副議長 久光君

1

鶴保	加藤	森山	益田	岩本	洋介君	中島	入澤	山本	啓雄君	保君
沢	たまき君	裕君	裕君	裕君	裕君	森田	森田	森田	義孝君	
魚住	裕一郎君	展三君	邦司君	邦司君	邦司君	渡辺	渡辺	渡辺	孝男君	
奥村	奥村	奥村	福本	福本	福本	松岡	松岡	松岡	満壽男君	
戸田	戸田	戸田	潤一君	潤一君	潤一君	高橋	高橋	高橋	令則君	
松	松	松	あきら君	あきら君	あきら君	大森	大森	大森	礼子君	
堂本	堂本	堂本	暁子君	暁子君	暁子君	高野	高野	高野	博師君	
月原	月原	月原	茂皓君	茂皓君	茂皓君	田名部	田名部	田名部	匡省君	
荒木	荒木	荒木	清寛君	清寛君	清寛君	平野	平野	平野	貞夫君	
但馬	但馬	但馬	久美君	久美君	久美君	山下	山下	山下	栄一君	
山崎	山崎	山崎	秀昭君	秀昭君	秀昭君	椎名	椎名	椎名	信也君	
森本	森本	森本	昶君	昶君	昶君	弘友	弘友	弘友	和夫君	
風間	風間	風間	晃司君	晃司君	晃司君	泉	泉	泉	素夫君	
白浜	白浜	白浜	正昭君	正昭君	正昭君	木庭健太郎君	木庭健太郎君	木庭健太郎君	勝之君	
若林	若林	若林	訓弘君	訓弘君	訓弘君	日笠	日笠	日笠		
脇	脇	脇	一良君	一良君	一良君	千景君	千景君	千景君		
浜田	浜田	浜田	卓二郎君	卓二郎君	卓二郎君	渡辺	渡辺	渡辺	秀央君	
正俊君	正俊君	正俊君	正俊君	正俊君	正俊君	浜四津敏子君	浜四津敏子君	浜四津敏子君	清元君	
雅史君	雅史君	雅史君	弘成君	弘成君	弘成君	世耕	世耕	世耕	善彦君	
山下	山下	山下	鶴岡	鶴岡	鶴岡	洋洋	洋洋	洋洋		

參議院會議錄第十一號 議長の報告事項

中島	尾辻	大島	成瀬	島袋	小泉	福島	吉田	本岡	北澤	江田	千葉	今泉	足立	吉田	内藤	小池	福島	八田ひろ子君
真人君	秀久君	慶久君	守重君	佐藤	谷林	藤井	本田	小川	石田	江本	平田	和田	伊藤	勝也君	雄平君	岩崎	竹山	羽田雄一郎君
眞人君	秀久君	慶久君	守重君	正邦君	裕君	道子君	哲郎君	純三君	祐君	昭正君	良一君	俊男君	基隆君	健二君	洋子君	孟紀君	佐藤	福山
眞人君	秀久君	慶久君	守重君	正邦君	裕君	道子君	哲郎君	純三君	祐君	昭正君	良一君	俊男君	基隆君	健二君	洋子君	孟紀君	佐藤	福山
眞人君	秀久君	慶久君	守重君	正邦君	裕君	道子君	哲郎君	純三君	祐君	昭正君	良一君	俊男君	基隆君	健二君	洋子君	孟紀君	佐藤	福山

国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆第一八号)審査報告書

本日内閣から、左記の者を人事官に任命したいので、国家公務員法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(四月一日任期満了)による再任 中島 忠能
本日内閣から、左記の者を国地方係争処理委員会委員に任命したいので、地方自治法第二百五十条の第九条の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

上谷 清
大城 光代
五代利矢子
塩野 宏
藤田 宙靖

参議院議長 斎藤 十郎殿
衆議院議長 伊藤宗一郎

審査報告書
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

法律の一部を改正する法律案
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十二年三月三十日

国民福祉委員長 犬野 安
参議院議長 斎藤 十郎殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、環境衛生関係営業を取り巻く状況にかんがみ、題名及び目的規定に環境衛生関

係営業の振興を加え、環境衛生同業組合等の事業に組合員の営業に係る地域社会の福祉の増進に関する事業の実施に資する事業を加え、国及び地方公共団体の環境衛生同業組合等に対する援助に関して規定するとともに、「環境衛生」の文言を「生活衛生」に改める等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成十二年三月十六日

参議院議長 斎藤 十郎殿

十一 会員たる組合の組合員の営業に係る老人の福祉その他の地域社会の福祉の増進に

関する事業についての会員に対する指導その他該事業の実施に資する事業

第五十六条中「及び第十二条」を「第十二条」及び第十三条に、「及び第十一号」を「第十一号」及び第十二号に改める。

第五十七条の十四を第五十七条の十五とし、第五十七条の十三の次に次の二条を加える。

第四章の四中第五十七条の十四を第五十七条の十五とし、第五十七条の十三の次に次の二条を加える。

(情報の提供)

第五十七条の十四 厚生大臣は、利用者又は消費者の選択の利便の増進に資するため、標準營業約款に関する情報を提供するよう努める

第十五回に改める。

第一条中「健全化等」を「健全化、振興等」に改める。

第二条の章名を次のように改める。

第二章 生活衛生同業組合

第十一号の次に次の二号を加える。
十二 組合員の営業に係る老人の福祉その他の地域社会の福祉の増進に関する事業についての組合員に対する指導その他該事業の実施に資する事業

第八条第三項中「及び第十二号」を「第十二号及び第十三号」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第二十三条第六項、第二十九条、第四十八条及び第五十二条中「環境衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」を「環境衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に改める。

第五十二条の十第一項中「及び第十二号」を「第十二号及び第十三号」に改める。

第五十四条中第十一号を第十二号として、第十号の次に次の二号を加える。

十一 会員たる組合の組合員の営業に係る老人の福祉その他の地域社会の福祉の増進に

関する事業についての会員に対する指導そ

の他該事業の実施に資する事業

第五十六条中「及び第十二条」を「第十二条」

及び第十三条に、「及び第十一号」を「第十一号」及び第十二号に改める。

第五十七条の十四を第五十七条の十五とし、第五十七条の十三の次に次の二条を加える。

第四章の四中第五十七条の十四を第五十七条の十五とし、第五十七条の十三の次に次の二条を加える。

(情報の提供)

第五十七条の十四 厚生大臣は、利用者又は消費者の選択の利便の増進に資するため、標準營業約款に関する情報を提供するよう努める

ものとする。
第六十三条の見出しを削り、同条の前に見出しそして「(助成等)」を付する。
第六十三条の次に次の二条を加える。

第六十三条の二 国及び地方公共団体は、営業者の組織の自主的活動の促進を通じて環境衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、組合、小組合及び連合会に對して必要な助成その他の援助を行うよう努めなければならない。

(環境衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正)
第二条 環境衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部を次のよう改正する。
題名を次のように改める。
生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律

目次中「第二章 環境衛生同業組合」を「第二章 生活衛生同業組合」に、「環境衛生同業小組合」を「生活衛生同業小組合」に、「環境衛生同業組合連合会」を「生活衛生同業組合連合会」に、「都道府県環境衛生営業指導センター」を「都道府県生活衛生営業指導センター」に、「全国環境衛生営業指導センター」を「全国生活衛生営業指導センター」に改める。

第一条中「環境衛生関係」を「生活衛生関係」に改める。

第二章の章名を次のように改める。
第二章 生活衛生同業組合

官 報 (号 外)

に規定する業務を行つて」を加え、同条第二項中「管理栄養士の」を「管理栄養士又はこれに類似する」に改め、「用いて」の下に「第一条第二項に規定する業務を行つて」を加える。

第七条中「免許証及び」を「及び免許証、」に、「登録及び試験」を「免許及び免許証、管理栄養士養成施設、管理栄養士国家試験」に改める。

第八条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条各号を次のように改める。

- 一 第五条第一項の規定により栄養士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、栄養士の名称を使用して第一条第一項に規定する業務を行つたもの
- 二 第五条第二項の規定により管理栄養士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、管理栄養士の名称を使用して第一条第二項に規定する業務を行つたもの

三 第六条第一項の規定に違反して、栄養士又はこれに類似する名称を用いて第一条第一項に規定する業務を行つた者

四 第六条第二項の規定に違反して、管理栄養士又はこれに類似する名称を用いて第一条第二項に規定する業務を行つた者

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

(旧法に規定する管理栄養士名簿に登録を受けている者)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の栄養士法(以下「旧法」という。)第五条の二に規定する管理栄養士名簿に登録を受けている者は、この法律による改正後の栄養士法(以下「新法」という。)第一条第三項の規定による管理栄養士の免許を受けた者とみなす。

(管理栄養士の免許の特例)

第三条 旧法第五条の三の規定による管理栄養士国家試験に合格した者及び栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百七十三号)附則第六条第一項に規定する者は、新法第二条第三項の規定にかかわらず、管理栄養士の免許を受けることができる。

(養成施設の指定に係る経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧法第五条の三第二項の指定を受けている養成施設は、新法第五条の三第四号の指定を受けたものとみなす。

(管理栄養士国家試験に関する経過措置)

第五条 平成十七年三月三十一日までの間は、新法第五条の二中「管理栄養士として必要なことあるのは、「栄養の指導に関する高度の専門的」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により読み替えられた新法第五条の二の規定による管理栄養士国家試験についていっては、新法第五条の二の規定を適用せず、旧法第五条の三第二項及び第五条の四の規定は、なおその効力を有する。

3 この法律の施行の日の前日において旧法第五条の三第二項に規定する者である者は、平成十五年四月一日以後も、新法第五条の三の規定にかかわらず、管理栄養士国家試験を受けることができる。

4 平成十七年三月三十日において第二項の規定によりなお効力を有するものとされる旧法第五条の四各号のいずれかに該当する者(前項に規定する者を除く。)は、同年四月一日以後平成二十二年三月三十日までの間、新法第五条の三の規定にかかわらず、管理栄養士国家試験を受けることができる。

(旧法による処分)

第六条 この附則に特別の規定があるものを除くほか、旧法によってした処分その他の行為は、新法中にこれに相当する規定があるときは、新法によってしたものとのみなす。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(登録免許税法の一部改正)

第八条 登録免許税法(昭和四十一年法律第三十号)の一部を次のように改正する。
別表第一第二十三号(中)「第五条の二」を「第十五条第三項」に改める。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第九条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七条)の一部を次のように改正する。
第十四条第一項第二十三号中「栄養士」の下に

「管理栄養士」を加える。

審査報告書

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十二年三月三十日

国民福祉委員長 狩野 安

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を恩給の額の引上げに準じて引き上げようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成十二年度一般会計予算(厚生省所管)に約一億円が計上されている。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十二年三月 十四日

参議院議長 斎藤 十朗殿

衆議院議長 伊藤宗一郎

「管理系學生之記念」

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

た。よって要領書を添えて報告する。

參議院議長 斎藤十朗殿

一、委員会の決定の理由

本法律案は、創傷病者、難没者、旅旗等の処遇を改善するため、障害年金、遺族年金等の額を恩給の額の引上げに準じて引き上げようとするものであり、妥当な措置と認める。

本法施行に要する経費として、平成十二年度一般会計予算(厚生省所管)に約二億円が計上され
ている。

る法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

平成十二年三月二十四日

參議院議長
齋藤十朗殿

平成十二年三月三十一日 参議院会議録第十一号

栄養士法の一部を改正する法律案・戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

官 報 (号 外)

平成十二年三月二十一日 参議院会議録第十一号 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律

戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表を次のように改める。

第八条の二第一項の表を次のように改める。

第八条第七項の表を次のように改める。

官報(号外)

第八条の二第三項の表を次のように改める。

障害の程度	金額
第一款症	四、六四〇、九〇〇円
第二款症	三、八五〇、八〇〇円
第三款症	三、三〇一、五〇〇円
第四款症	一、七一三、四〇〇円
第五款症	一、一七七、一〇〇円

第二十六条第一項中「百九十四万八千七百円」を「百九十五万六千一百円」に改める。

第二十七条第一項中「百九十四万八千七百円」を「百九十五万六千二百円」に、「百五十四万六千七百円」を「百五十五万三千二百円」に改め、同条第三項の表中「四八八、四一〇円」を「四九三、四一〇円」に、「三八九、三一〇円」を「三九三、五一〇円」に、「二七〇、三一〇円」を「二七三、七一〇円」に改める。

附 則

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

審査報告書

平成十二年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十二年三月二十一日 参議院会議録第十一号

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

平成十二年三月二十一日 平成十二年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案

よって国会法第八十三条により送付する。
平成十二年三月二十四日

参議院議長 斎藤 十朗殿
衆議院議長 伊藤宗一郎

平成十二年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案
平成十二年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案
金の額等の改定の特例に関する法律

平成十二年四月から平成十三年三月までの月分の次の表の上欄に掲げる額については、同表の下欄に掲げる規定(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む)にかかわらず、これらの規定による平成十年の年平均の物価指数(総務省において作成する全国消費者物価指数をいう。以下同じ。)に対する平成十一年の年平均の物価指数の比率を基準とする改定は、行わない。

国民年金法(昭和三十四年法律第一百四十一号)による年金たる給付(付加年金を除く。)の額

国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。)附則第二十二条第一項に規定する年金たる給付の額

厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による年金たる保険給付の額

昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付の額

昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第四項に規定する年金たる保険給付の額

昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条规定する年金たる保険給付の額

昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第四項に規定する年金たる保険給付の額

昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第四項に規定する年金たる保険給付の額

昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第四項に規定する年金たる保険給付の額

昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第四項に規定する年金たる保険給付の額

昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第四項に規定する年金たる保険給付の額

昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第四項に規定する年金たる保険給付の額

昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第四項に規定する年金たる保険給付の額

昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第四項に規定する年金たる保険給付の額

国民年金法第十六条の一

昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条第一項において準用する国民年金法第十六条の二

厚生年金保険法第三十四条

昭和六十年国民年金等改正法附則第三十四条

厚生年金保険法第三十四条

昭和六十年国民年金等改正法附則第三十四条

外事課

別表第二 在勤基本手当の基準額(第十条関係)

一 大使館

地 域	所 在 国	号											別			
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号	
ア ブ	ア ジ ア	イ ン ド	950,000	790,000	729,600	683,900	615,400	542,500	474,000	419,800	374,100	342,600	319,800	296,900	274,100	251,200
		イ ン ド ネ シ ア	900,000	710,000	649,200	606,700	543,000	476,700	413,000	365,300	322,900	296,400	275,200	254,000	232,700	211,500
		ベ イ エト ナ ム	930,000	860,000	790,100	742,500	671,200	594,000	522,700	463,300	415,700	380,000	356,300	332,500	308,700	285,000
		カ ン ボ デ ィ ア	920,000	850,000	791,100	745,400	676,900	601,100	532,600	472,500	426,800	389,500	366,700	343,800	321,000	298,100
		シ ン ガ ポ ー ル	830,000	720,000	652,700	606,100	536,100	466,200	396,300	349,700	303,000	279,700	256,400	233,100	209,800	186,500
		ス リ ラ ン カ	870,000	760,000	697,300	653,900	588,800	519,400	454,300	402,400	359,000	328,700	307,000	285,400	263,700	242,000
		タ イ	810,000	620,000	568,700	528,100	467,100	406,200	345,300	304,700	264,000	243,700	223,400	203,100	182,800	162,500
	大 韓 民 国	940,000	720,000	659,100	612,000	541,400	470,800	400,200	353,100	306,000	282,500	258,900	235,400	211,900	188,300	
	中 華 人 民 共 和 国	1,040,000	780,000	707,400	658,900	586,200	512,100	439,400	388,200	339,800	312,700	288,500	264,300	240,000	215,800	
	ネ ベ ル	940,000	870,000	803,100	754,600	681,900	603,300	530,600	470,200	421,800	365,600	361,400	337,200	312,900	288,700	
	パ キ 斯 タ ン	850,000	740,000	684,400	641,900	578,200	510,200	446,500	395,500	353,100	323,200	302,000	280,800	259,500	238,300	
	バン グラデシュ	1,020,000	900,000	829,900	781,400	708,700	628,800	556,100	493,200	444,800	406,100	381,900	357,700	333,400	309,200	
	フ ィ リ ピ ン	860,000	680,000	623,300	582,700	521,700	458,200	397,300	351,500	310,800	285,300	265,000	244,700	224,400	204,100	
	ブ タ ン	820,000	790,000	729,600	683,900	615,400	542,500	474,000	419,800	374,100	342,600	319,800	296,900	274,100	251,200	
	アル ネ イ	770,000	740,000	681,500	636,700	569,600	499,800	432,600	382,700	337,900	310,300	287,900	265,500	243,100	220,700	
	マ レ イ シ ア	730,000	620,000	568,700	528,100	467,100	406,200	345,300	304,700	264,000	243,700	223,400	203,100	182,800	162,500	
	ミ ャ ン マ ー	1,120,000	980,000	900,000	844,600	761,500	672,500	589,400	522,100	466,700	427,100	399,400	371,800	344,100	316,400	
	モ ル デ イ ヴ	780,000	760,000	697,300	653,900	588,800	519,400	454,300	402,400	359,000	328,700	307,000	285,400	263,700	242,000	
	モン ゴル	970,000	900,000	829,900	781,400	708,700	628,800	556,100	493,200	444,800	406,100	381,900	357,700	333,400	309,200	
	ラ オ ス	900,000	870,000	803,100	754,600	681,900	603,300	530,600	470,200	421,800	385,600	361,400	337,200	312,900	288,700	
北 米	ア メ リ カ 合 衆 国	1,010,000	730,000	669,300	623,200	530,800	461,600	392,400	346,200	300,000	277,000	253,900	230,800	207,700	184,600	
	カ ナ ダ	780,000	670,000	613,900	570,100	504,300	438,500	372,700	328,900	285,000	263,100	241,200	219,300	197,300	175,400	
中 南 米	アル ゼン テ イ ン	940,000	850,000	775,500	720,100	637,000	553,900	470,800	415,400	360,000	332,300	304,600	277,000	249,300	221,600	
	アン テ イ グ マ • バ ーブ ーダ	830,000	800,000	733,100	682,800	607,400	530,500	455,000	402,000	351,700	323,800	298,600	273,500	248,300	223,100	
	ヴ ェ ネ ズ エ ラ	970,000	890,000	810,700	754,900	671,100	585,900	502,100	443,600	387,700	357,000	329,100	301,200	273,200	245,300	
	ウ ル グ フ ァイ	830,000	800,000	730,200	678,100	599,800	521,600	443,400	391,200	339,000	313,000	286,900	260,800	234,700	208,600	
	エ ク ア ド ル	710,000	690,000	636,200	594,600	532,300	467,400	405,100	358,400	316,800	290,800	270,100	249,300	228,500	207,800	
	エ ル • サ ル ヴ ィ ド ル	860,000	840,000	765,500	714,700	638,600	559,800	483,600	427,700	376,900	346,300	320,900	295,500	270,100	244,700	
	ガ イ ア ナ	940,000	920,000	836,500	780,700	696,900	610,500	526,700	465,700	409,800	376,700	348,800	320,900	292,900	265,000	

外 報 告

キューバ	980, 000	950, 000	874, 200	820, 700	740, 300	654, 100	573, 800	508, 300	454, 800	416, 100	389, 300	362, 600	335, 800	309, 000
グアテマラ	760, 000	740, 000	674, 900	630, 600	564, 200	495, 100	428, 600	379, 100	334, 800	307, 500	285, 300	263, 200	241, 000	218, 800
グレナダ	850, 000	830, 000	758, 900	708, 600	633, 200	555, 100	479, 600	424, 100	373, 800	343, 500	318, 300	293, 200	268, 000	242, 800
コスタ・リカ	760, 000	730, 000	668, 600	622, 900	554, 400	484, 400	415, 900	367, 500	321, 800	296, 100	273, 300	250, 400	227, 600	204, 700
コロンビア	820, 000	760, 000	697, 300	653, 900	588, 800	519, 400	454, 300	402, 400	359, 000	328, 700	307, 000	285, 400	263, 700	242, 000
ジャマイカ	880, 000	860, 000	784, 800	732, 700	654, 400	573, 600	495, 400	438, 000	385, 800	354, 600	328, 500	302, 400	276, 300	250, 200
スリナム	870, 000	840, 000	772, 000	720, 700	643, 900	564, 400	487, 500	431, 100	379, 900	349, 000	323, 400	297, 800	272, 200	246, 600
セント・クリストファー・ネイビーランズ	850, 000	830, 000	758, 900	708, 600	633, 200	555, 100	479, 600	424, 100	373, 800	343, 500	318, 300	293, 200	268, 000	242, 800
セント・ヴィンセント	830, 000	800, 000	733, 100	682, 800	607, 400	530, 500	455, 000	402, 000	351, 700	323, 800	298, 600	273, 500	248, 300	223, 100
セント・ルシア	850, 000	830, 000	758, 900	708, 600	633, 200	555, 100	479, 600	424, 100	373, 800	343, 500	318, 300	293, 200	268, 000	242, 800
チリ	800, 000	720, 000	659, 100	612, 000	541, 400	470, 800	400, 200	353, 100	306, 000	282, 500	258, 900	235, 400	211, 900	188, 300
ドミニカ	850, 000	830, 000	758, 900	708, 600	633, 200	555, 100	479, 600	424, 100	373, 800	343, 500	318, 300	293, 200	268, 000	242, 800
ドミニカ共和国	850, 000	830, 000	758, 900	708, 600	633, 200	555, 100	479, 600	424, 100	373, 800	343, 500	318, 300	293, 200	268, 000	242, 800
トリニダッド・トバゴ	850, 000	830, 000	758, 900	708, 600	633, 200	555, 100	479, 600	424, 100	373, 800	343, 500	318, 300	293, 200	268, 000	242, 800
ニカラグア	910, 000	890, 000	813, 600	761, 900	684, 400	602, 500	525, 000	464, 800	413, 100	378, 600	352, 800	326, 900	301, 100	275, 200
ハイチ	1, 000, 000	970, 000	894, 400	841, 300	761, 700	674, 900	595, 300	527, 800	474, 700	433, 800	407, 200	380, 700	354, 200	327, 600
パナマ	810, 000	740, 000	681, 500	636, 700	569, 600	499, 800	432, 600	382, 700	337, 900	310, 300	287, 900	265, 500	243, 100	220, 700
パプア	880, 000	860, 000	784, 800	732, 700	654, 400	573, 600	495, 400	438, 000	385, 800	354, 600	328, 500	302, 400	276, 300	250, 200
パラグアイ	730, 000	710, 000	649, 200	606, 700	543, 000	476, 700	413, 000	365, 300	322, 900	296, 400	275, 200	254, 000	232, 700	211, 500
バルバドス	850, 000	830, 000	758, 900	708, 600	633, 200	555, 100	479, 600	424, 100	373, 800	343, 500	318, 300	293, 200	268, 000	242, 800
ブルジル	930, 000	800, 000	733, 100	682, 800	607, 400	550, 500	455, 000	402, 000	351, 700	323, 800	298, 600	273, 500	248, 300	223, 100
ベリーズ	830, 000	800, 000	733, 200	684, 700	612, 000	536, 700	464, 000	410, 300	361, 900	332, 400	308, 200	284, 000	259, 700	235, 500
ペルー	1, 040, 000	910, 000	832, 900	779, 800	700, 200	616, 300	536, 700	475, 100	422, 000	386, 900	360, 300	333, 800	307, 300	280, 700
ボリビア	1, 020, 000	940, 000	868, 700	817, 400	740, 600	656, 500	579, 600	514, 000	462, 800	422, 700	397, 100	371, 500	345, 900	320, 300
ホンジュラス	960, 000	890, 000	813, 600	761, 900	684, 400	602, 500	525, 000	464, 800	413, 100	378, 600	352, 800	326, 900	301, 100	275, 200
メキシコ	920, 000	800, 000	733, 200	684, 700	612, 000	536, 700	464, 000	410, 300	361, 900	332, 400	308, 200	284, 000	259, 700	235, 500
歐州	850, 000	830, 000	749, 700	696, 200	615, 800	535, 500	455, 200	401, 600	348, 100	321, 300	294, 500	267, 800	241, 000	214, 200
アイルランド	820, 000	800, 000	723, 800	672, 100	594, 600	517, 000	439, 500	387, 800	336, 100	310, 200	284, 400	258, 500	232, 700	206, 800
アゼルバイジャン	970, 000	940, 000	865, 300	809, 900	726, 800	639, 400	556, 300	492, 400	437, 000	400, 700	373, 000	345, 400	317, 700	290, 000
アルベニア	1, 040, 000	1, 010, 000	929, 900	869, 900	779, 900	685, 600	595, 600	527, 100	467, 100	428, 500	398, 500	368, 500	338, 400	308, 400
アルメニア	990, 000	960, 000	878, 300	822, 000	737, 500	648, 700	564, 200	499, 400	443, 100	406, 300	378, 200	350, 000	321, 800	293, 700

官 報 (号 外)

アンドラ	810,000	780,000	710,900	660,100	584,000	507,800	431,600	380,900	330,100	304,700	279,300	253,900	228,500	203,100
イタリア	950,000	770,000	704,300	654,000	578,600	503,100	427,600	377,300	327,000	301,900	276,700	251,600	226,400	201,200
ヴァチカン	800,000	770,000	704,300	654,000	578,600	503,100	427,600	377,300	327,000	301,900	276,700	251,600	226,400	201,200
ウクライナ	840,000	820,000	757,900	712,600	644,800	571,000	503,100	446,000	400,800	366,200	343,600	321,000	298,400	275,800
ウズベキスタン	980,000	960,000	880,600	826,600	745,600	658,700	577,700	511,800	457,800	418,900	391,900	364,900	337,800	310,800
エストニア	960,000	930,000	849,500	792,700	707,600	619,800	534,600	472,700	415,900	382,300	363,900	325,500	297,100	268,700
オーストリア	980,000	840,000	762,600	708,100	626,400	544,700	463,000	408,500	334,100	326,800	299,600	272,400	245,100	217,900
オランダ	900,000	770,000	704,300	654,000	578,600	503,100	427,600	377,300	327,000	301,900	276,700	251,600	226,400	201,200
カザフスタン	900,000	870,000	803,100	754,600	681,900	603,300	530,600	470,200	421,800	385,600	361,400	337,200	312,900	288,700
ギリシャ	780,000	750,000	685,000	636,100	562,700	489,300	415,900	367,000	318,000	293,600	268,100	244,700	220,200	195,700
キルギス	860,000	840,000	768,400	719,900	647,200	570,200	497,500	440,500	392,100	359,200	335,000	310,800	286,500	262,300
グルジア	990,000	960,000	878,300	822,000	737,500	648,700	564,200	499,400	443,100	406,300	378,200	350,000	321,800	293,700
クロアチア	870,000	850,000	771,900	718,800	639,200	558,200	478,600	422,800	369,700	340,400	313,800	287,300	260,800	234,200
サイprus	780,000	750,000	685,000	636,100	562,700	489,300	415,900	367,000	318,000	293,600	268,100	244,700	220,200	195,700
サン・マリノ	800,000	770,000	704,300	654,000	578,600	503,100	427,600	377,300	327,000	301,900	276,700	251,600	226,400	201,200
イス	860,000	780,000	710,900	660,100	584,000	507,800	431,600	380,900	330,100	304,700	279,300	253,900	228,500	203,100
スウェーデン	910,000	830,000	756,100	712,100	621,100	540,100	459,100	405,100	351,100	324,100	297,100	270,100	243,000	216,000
スペイン	870,000	750,000	678,600	630,100	557,400	484,700	412,000	363,500	315,100	290,800	266,600	242,400	218,100	193,900
スロヴァキア	900,000	870,000	791,400	736,900	655,200	572,100	490,400	433,200	378,800	348,700	321,500	294,300	267,000	239,800
スロヴェニア	870,000	850,000	771,900	718,800	639,200	558,200	478,600	422,800	369,700	340,400	313,800	287,300	260,800	234,200
タジキスタン	950,000	920,000	845,900	791,900	710,900	625,600	554,600	482,100	428,100	392,500	365,500	338,500	311,400	284,400
チエツコ	920,000	840,000	762,600	708,100	626,400	544,700	463,000	408,500	354,100	326,800	299,600	272,400	245,100	217,900
デンマーク	900,000	820,000	743,100	680,000	610,400	530,800	451,200	398,100	345,000	318,500	291,900	265,400	238,900	212,300
ドイツ	950,000	770,000	704,300	654,000	578,600	503,100	427,600	377,300	327,000	301,900	276,700	251,600	226,400	201,200
トルクメニスタン	990,000	960,000	878,300	822,000	737,500	648,700	564,200	499,400	443,100	406,300	378,200	350,000	321,800	293,700
ノールウェー	850,000	830,000	749,700	696,200	615,800	535,500	455,200	401,600	348,100	321,300	294,500	267,800	241,000	214,200
ハンガリー	830,000	760,000	691,500	642,100	568,000	493,900	419,800	370,400	321,000	296,300	271,600	247,000	222,300	197,600
フィンランド	890,000	810,000	736,700	684,100	605,100	526,200	447,300	394,700	342,000	315,700	289,400	263,100	236,800	210,500
フランス	1,010,000	780,000	710,900	660,100	584,000	507,800	431,600	380,900	330,100	304,700	279,300	253,900	228,500	203,100
ブルガリア	830,000	810,000	742,500	695,900	625,900	551,700	481,800	426,700	380,000	348,100	324,800	301,500	278,200	254,900
ベルギー	880,000	750,000	685,000	636,100	562,700	489,300	415,900	367,000	318,000	293,600	268,100	244,700	220,200	195,700
ポーランド	960,000	759,000	706,900	628,600	549,000	470,800	415,900	363,700	334,900	308,800	282,700	256,600	230,500	203,100

官 報 (号 外)

ボスニア・ヘルツェゴビナ	1,070,000	1,040,000	958,200	898,700	809,300	714,100	624,800	553,300	493,800	452,100	422,300	392,600	362,800	333,000
ポルトガル	780,000	750,000	685,000	636,100	562,700	489,300	415,900	367,000	318,000	293,600	269,100	244,700	220,200	195,700
マケドニア[日ユーゴースラ ヴァイア共和国]	980,000	950,000	868,900	808,900	718,900	627,500	537,500	474,800	414,800	382,000	352,000	322,000	291,900	261,900
マルタ	800,000	770,000	704,300	654,000	578,600	503,100	427,600	377,300	327,000	301,900	276,700	251,600	226,400	201,200
モルドバ	810,000	790,000	723,200	677,900	610,100	537,900	470,000	416,300	371,100	339,800	317,200	294,600	272,000	249,400
ユーロースラヴィア連邦共和国	1,200,000	1,050,000	964,600	904,600	814,600	718,700	628,700	556,800	496,800	454,900	424,900	394,900	364,800	334,800
ラトヴィア	960,000	930,000	849,500	792,700	707,600	619,800	534,600	472,700	415,900	382,300	353,900	325,500	297,100	268,700
リトアニア	960,000	930,000	849,500	792,700	707,600	619,800	534,600	472,700	415,900	382,300	353,900	325,500	297,100	268,700
リヒテンシュタイン	810,000	780,000	710,900	660,100	584,000	507,800	431,600	380,900	330,100	304,700	279,300	253,900	228,500	203,100
ルーマニア	1,010,000	930,000	852,400	797,900	716,200	630,200	548,500	485,500	431,100	395,200	368,000	340,800	313,500	286,300
ルクセンブルグ	780,000	750,000	685,000	636,100	562,700	489,300	415,900	367,000	318,000	293,600	269,100	244,700	220,200	195,700
連合王国	1,200,000	930,000	846,600	786,100	695,400	604,700	514,000	453,500	383,100	362,800	332,600	302,400	272,100	241,900
ロシア	1,270,000	960,000	878,300	822,000	737,500	648,700	564,200	499,400	443,100	406,300	378,200	350,000	321,800	293,700
大洋州														
オーストラリア	710,000	690,000	636,200	594,600	532,300	467,400	405,100	358,400	316,800	290,800	270,100	249,300	228,500	207,800
キリバス	780,000	670,000	613,900	570,100	504,300	438,500	372,700	328,900	285,000	263,100	241,200	219,300	197,400	
サモア	780,000	760,000	706,100	664,500	602,200	534,000	471,700	418,300	376,700	344,000	323,300	302,500	281,700	261,000
ソロモン	920,000	900,000	829,900	781,400	708,700	628,800	556,100	493,200	444,800	406,100	381,900	357,700	333,400	309,200
トウガル	780,000	760,000	706,100	664,500	602,200	534,000	471,700	418,300	376,700	344,000	323,300	302,500	281,700	261,000
トンガ	710,000	690,000	636,200	594,600	532,300	467,400	405,100	358,400	316,800	290,800	270,100	249,300	228,500	207,800
ナウル	710,000	690,000	636,200	594,600	532,300	467,400	405,100	358,400	316,800	290,800	270,100	249,300	228,500	207,800
ニュージーランド	700,000	640,000	581,600	540,000	477,700	415,400	353,100	311,600	270,000	249,200	228,500	207,700	186,900	166,200
パプア・ニューギニア	890,000	830,000	765,200	721,400	655,600	582,600	516,800	458,600	414,700	378,400	356,500	334,600	312,600	290,700
パラオ	900,000	870,000	797,700	744,600	665,000	582,800	503,200	444,900	391,800	360,100	333,500	307,000	280,500	253,900
フィジー	710,000	690,000	636,200	594,600	532,300	467,400	405,100	358,400	316,800	290,800	270,100	249,300	228,500	207,800
マーシャル	900,000	870,000	797,700	744,600	665,000	582,800	503,200	444,900	391,800	360,100	333,500	307,000	280,500	253,900
ミクロネシア	900,000	870,000	797,700	744,600	665,000	582,800	503,200	444,900	391,800	360,100	333,500	307,000	280,500	253,900
中近東														
アラブ首長国連邦	950,000	930,000	855,600	805,300	729,900	647,200	571,700	507,000	456,700	417,200	392,000	366,900	341,700	316,500
イエメン	940,000	870,000	791,300	738,700	659,700	578,200	498,300	441,500	388,800	357,300	331,000	304,700	278,400	252,100
イスラエル	880,000	860,000	797,500	751,400	682,100	605,700	536,500	475,900	429,700	392,300	369,200	346,100	323,000	299,900

(外) 報 告

イラク	1,090,000	960,000	888,000	835,400	756,400	670,300	591,400	524,400	471,700	431,000	404,700	378,400	352,100	325,800	
イラン	1,070,000	940,000	861,200	808,600	729,600	644,800	565,900	501,400	448,700	410,500	384,200	357,900	331,600	305,300	
オマーン	900,000	870,000	800,700	749,900	673,800	593,300	517,100	457,900	407,100	373,100	347,700	322,300	296,900	271,500	
カタル	930,000	910,000	832,900	779,800	700,200	616,300	536,700	475,100	422,000	386,900	360,300	333,800	307,300	280,700	
クウェイト	920,000	840,000	774,800	725,900	652,500	574,800	501,400	444,000	395,000	362,000	337,500	318,100	288,600	264,100	
サウディ・アラビア	1,010,000	890,000	816,000	766,600	692,500	612,500	538,400	477,100	427,700	391,100	366,400	341,800	317,100	292,400	
ジヨルダン	950,000	870,000	791,400	736,900	655,200	572,100	490,400	433,200	378,800	348,700	321,500	294,300	267,000	239,800	
シリア	940,000	870,000	791,300	738,700	659,700	578,200	499,300	441,500	388,800	357,300	331,000	304,700	278,400	252,100	
トルコ	930,000	810,000	739,600	690,700	617,300	541,300	467,900	413,800	364,800	335,200	310,700	286,300	261,800	237,300	
バハレーン	830,000	810,000	739,600	690,700	617,300	541,300	467,900	413,800	364,800	335,200	310,700	286,300	261,800	237,300	
レバノン	970,000	940,000	867,600	814,500	734,900	649,800	504,800	451,700	413,300	386,700	360,200	333,700	307,100	287,100	
アフリカ	アルジェリア	1,080,000	1,000,000	920,300	865,400	783,000	693,400	611,000	541,700	486,700	444,900	417,400	390,000	352,500	335,000
アンゴラ	1,010,000	980,000	900,000	844,600	761,500	672,500	589,400	522,100	466,700	427,100	399,400	371,800	344,100	316,400	
ウガンダ	950,000	930,000	854,700	802,600	724,300	640,200	562,000	497,900	445,700	407,800	381,700	355,600	329,500	303,400	
エジプト	1,100,000	910,000	830,100	774,700	691,600	605,900	522,800	462,200	406,800	373,900	346,200	318,600	290,900	263,200	
エティオピア	960,000	940,000	861,200	808,600	729,600	644,800	565,900	501,400	448,700	410,500	384,200	357,900	331,600	305,300	
エリトリア	960,000	940,000	861,200	808,600	729,600	644,800	565,900	501,400	448,700	410,500	384,200	357,900	331,600	305,300	
ガーナ	1,000,000	970,000	894,400	841,300	761,700	674,900	595,300	527,800	474,700	433,800	407,200	380,700	354,200	327,600	
カーボ・ヴェルテ	980,000	950,000	874,200	820,700	740,300	654,100	573,800	508,300	454,800	416,100	389,300	362,600	335,800	309,000	
ガボン	950,000	930,000	854,700	802,600	724,300	640,200	562,000	497,900	445,700	407,800	381,700	355,600	329,500	303,400	
カメルーン	1,010,000	980,000	907,400	853,400	772,400	684,200	603,200	534,800	480,800	439,400	412,400	385,400	358,300	331,300	
ガンビア	980,000	960,000	880,600	826,600	745,600	658,700	577,700	511,800	457,800	418,900	391,900	364,900	337,800	310,800	
ギニア	1,040,000	1,020,000	942,300	889,200	809,600	720,500	640,900	568,800	515,700	470,200	443,600	417,100	380,600	364,000	
ギニア・ビサオ	980,000	950,000	874,200	820,700	740,300	654,100	573,800	508,300	454,800	416,100	389,300	362,600	335,800	309,000	
ケニア	1,010,000	870,000	797,700	744,600	665,000	582,800	503,200	444,900	391,800	360,100	333,500	307,000	280,500	253,900	
コモロ	880,000	860,000	784,800	732,700	654,400	573,600	495,400	438,000	385,800	354,600	328,500	302,400	276,300	250,200	
コンゴー共和国	950,000	930,000	854,700	802,600	724,300	640,200	562,000	497,900	445,700	407,800	381,700	355,600	329,500	303,400	
コンゴー民主共和国	1,210,000	1,120,000	1,039,300	979,300	889,300	789,800	699,800	620,800	560,800	511,800	481,800	451,800	421,700	391,700	
サントメ・プリンシペ	950,000	930,000	854,700	802,600	724,300	640,200	562,000	497,900	445,700	407,800	381,700	355,600	329,500	303,400	
サンビア	1,040,000	960,000	880,600	826,600	745,600	658,700	577,700	511,800	457,800	418,900	391,900	364,900	337,800	310,800	
シェラ・レオーネ	970,000	940,000	867,600	814,500	734,900	649,400	569,800	504,800	451,700	413,300	386,700	360,200	333,700	307,100	
ジンディ	960,000	940,000	861,200	808,600	729,600	644,800	565,900	501,400	448,700	410,500	384,200	357,900	331,600	305,300	

外 帰 報

ジンバブエ	990,000	910,000	830,100	774,700	691,600	605,900	522,800	462,200	406,800	373,900	346,200	318,600	290,900	263,200
スー・ダン	1,030,000	1,000,000	929,400	877,300	799,000	711,300	633,100	561,900	509,700	464,700	438,600	412,500	386,400	360,300
スワジランド	770,000	750,000	688,000	642,700	574,900	504,400	436,500	386,100	340,900	313,000	290,400	267,800	245,200	222,600
セイシェル	900,000	870,000	797,700	744,600	665,000	582,800	503,200	444,900	391,800	360,100	333,500	307,000	280,500	253,900
赤道ギニア	950,000	930,000	854,700	802,600	724,300	640,200	562,000	497,900	445,700	407,800	381,700	355,600	329,500	303,400
セネガル	1,000,000	910,000	839,500	786,000	705,600	621,000	540,700	478,600	425,100	389,700	362,900	336,200	309,400	282,600
象牙海岸共和国	980,000	900,000	826,500	773,900	694,900	611,700	532,800	471,700	419,000	384,100	357,800	331,500	305,200	278,900
ソマリア	970,000	940,000	867,600	814,500	734,900	649,400	569,800	504,800	451,700	413,300	386,700	360,200	333,700	307,100
タンザニア	1,120,000	1,030,000	952,700	895,400	809,600	716,500	630,600	559,000	501,800	458,700	430,100	401,500	372,900	344,300
チャード	980,000	960,000	880,600	826,600	745,600	658,700	577,700	511,800	457,800	418,900	391,900	364,900	337,800	310,800
中央アフリカ	1,050,000	1,020,000	948,900	895,400	815,000	725,200	644,900	572,300	518,800	473,000	446,200	419,500	392,700	365,900
チュニジア	860,000	790,000	720,300	670,900	596,800	521,300	447,200	395,100	345,700	318,200	293,500	268,900	244,200	219,500
トーゴ	960,000	940,000	861,200	808,600	729,600	644,800	565,900	501,400	448,700	410,500	384,200	357,900	331,600	305,300
ナイジエリア	1,110,000	1,030,000	955,300	901,300	820,300	729,800	648,800	575,800	521,800	475,800	448,800	421,800	394,700	367,700
ナミビア	770,000	750,000	688,000	642,700	574,900	504,400	436,500	386,100	340,900	313,000	290,400	267,800	245,200	222,600
ニジェール	960,000	940,000	861,200	808,600	729,600	644,800	565,900	501,400	448,700	410,500	384,200	357,900	331,600	305,300
ブルキナ・ファソ	960,000	940,000	861,200	808,600	729,600	644,800	565,900	501,400	448,700	410,500	384,200	357,900	331,600	305,300
アルンディ	970,000	940,000	867,600	814,500	734,900	649,400	569,800	504,800	451,700	413,300	386,700	360,200	333,700	307,100
ベナン	960,000	940,000	861,200	808,600	729,600	644,800	565,900	501,400	448,700	410,500	384,200	357,900	331,600	305,300
ボツワナ	770,000	750,000	688,000	642,700	574,900	504,400	436,500	386,100	340,900	313,000	290,400	267,800	245,200	222,600
マダガスカル	950,000	930,000	854,700	802,600	724,300	640,200	562,000	497,900	445,700	407,800	381,700	355,600	329,500	303,400
マラウイ	950,000	920,000	845,900	791,900	710,900	625,600	544,600	482,100	428,100	392,500	365,500	338,500	311,400	284,400
マリ	980,000	950,000	874,200	820,700	740,300	654,100	573,800	508,300	454,800	416,100	389,300	362,600	335,800	309,000
南アフリカ共和国	810,000	700,000	633,400	588,100	520,300	452,400	384,500	339,300	294,100	271,400	248,800	226,200	203,600	181,000
モーリシャス	880,000	860,000	784,800	732,700	654,400	573,600	495,400	438,000	385,800	354,600	328,500	302,400	276,300	250,200
モザンビーク	980,000	950,000	874,200	820,700	740,300	654,100	573,800	508,300	454,800	416,100	389,300	362,600	335,800	309,000
モロッコ	840,000	810,000	739,700	688,900	612,800	535,200	459,000	405,600	354,800	326,600	301,200	275,800	250,400	225,000
リビア	1,030,000	1,000,000	926,800	871,400	788,300	698,000	614,900	545,100	489,700	447,600	419,900	392,300	364,600	336,900
リベリア	980,000	950,000	881,500	829,400	751,100	665,700	587,500	520,900	468,700	428,300	402,200	376,100	350,000	323,900
ルワンダ	970,000	940,000	867,600	814,500	734,900	649,400	569,800	504,800	451,700	413,300	386,700	360,200	333,700	307,100
レフト	770,000	750,000	688,000	642,700	574,900	504,400	436,500	386,100	340,900	313,000	290,400	267,800	245,200	222,600

二 総領事館

号

地 域 所 在 地

総 領 事 1 号 2 号 3 号 4 号 5 号 6 号 7 号 8 号 9 号 10 号 11 号

別

号

(外) 報 則

地 域	所 在 地	号										別
		総 領 事	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
アシア	カルカタ チエンナイ ムンバイ ウジン・バンダ ジャカルタ スラバヤ メダン ホーチミン バンコック 済州	780,000 750,000 770,000 700,000 670,000 670,000 670,000 770,000 580,000 680,000	718,600 683,900 683,900 641,900 606,700 606,700 606,700 707,800 528,100 612,000	650,100 542,500 542,500 578,200 543,000 543,000 476,700 636,500 467,100 541,400	575,600 474,000 474,000 446,500 413,000 365,300 476,700 560,900 406,200 470,800	507,100 419,800 419,800 395,500 365,300 365,300 413,000 489,600 345,300 402,200	449,500 374,100 374,100 353,100 322,900 322,900 322,900 433,600 304,700 353,100	403,800 342,600 342,600 323,200 296,400 296,400 296,400 366,000 243,700 306,000	369,000 319,800 319,800 302,000 275,200 275,200 275,200 353,600 223,400 282,500	346,200 296,900 296,900 280,800 254,000 254,000 254,000 329,900 203,100 258,900	323,300 274,100 274,100 259,500 232,700 232,700 232,700 306,100 182,800 211,900	300,500 251,200 251,200 283,300 211,500 211,500 211,500 282,300 162,500 188,300
釜山 広州 上海 瀋陽 香港 カラチ マニラ コタ・キナバル ペナン	612,000 658,900 658,900 647,200 637,000 612,900 582,700 556,900 528,100	541,400 586,200 586,200 570,200 553,900 543,300 458,200 495,900 467,100	470,800 512,100 512,100 497,500 470,800 425,200 397,300 433,600 406,200	400,200 388,200 388,200 440,500 415,400 382,800 351,500 329,400 345,300	353,100 339,800 339,800 392,100 360,000 349,600 310,800 288,700 304,700	366,000 312,700 312,700 359,200 332,300 328,400 285,300 265,600 284,000	282,500 288,500 288,500 355,000 304,600 328,400 310,800 286,500 262,300	258,900 264,300 264,300 310,800 277,000 307,200 244,700 225,000 182,800	211,900 215,800 215,800 286,500 249,300 285,900 204,100 184,400 162,500			
北米	アトランタ アンカレッジ カンザス・シティ サン・フランシスコ シートル シカゴ デトロイト デンバー ニューオリンズ ニューオーク ハガツニア ヒューストン ポートランド	690,000 760,000 690,000 690,000 690,000 690,000 660,000 690,000 660,000 690,000 660,000 690,000 660,000 660,000 660,000 660,000 660,000	600,100 690,000 600,100 600,100 600,100 600,100 530,800 530,800 600,100 530,800 530,800 461,600 461,600 530,800 530,800 461,600 461,600	530,800 610,400 530,800 461,600 461,600 461,600 392,400 392,400 392,400 392,400 392,400 392,400 392,400 392,400 392,400 392,400 392,400	461,600 451,200 392,400 461,600 392,400 346,200 392,400 346,200 300,000 346,200 300,000 300,000 300,000 300,000 300,000 300,000 300,000 300,000	346,200 345,000 346,200 346,200 346,200 346,200 346,200 346,200 346,200 346,200 346,200 346,200 346,200 346,200 346,200 346,200 346,200	300,000 318,500 300,000 277,000 277,000 300,000 277,000 277,000 277,000 277,000 277,000 277,000 277,000 277,000 277,000 277,000 277,000	277,000 253,900 253,900 253,900 253,900 253,900 253,900 253,900 253,900 253,900 253,900 253,900 253,900 253,900 253,900 253,900 253,900	230,800 207,700 207,700 207,700 207,700 207,700 207,700 207,700 207,700 207,700 207,700 207,700 207,700 207,700 207,700 207,700 207,700	184,600 184,600 184,600 184,600 184,600 184,600 184,600 184,600 184,600 184,600 184,600 184,600 184,600 184,600 184,600 184,600 184,600		

外事(報)

ボストン	760,000	660,100	584,000	507,800	431,600	380,900	330,100	304,700	279,300	253,900	223,500	203,100
ホノルル	760,000	660,100	584,000	507,800	431,600	380,900	330,100	304,700	279,300	253,900	223,500	203,100
マイアミ	660,000	600,100	530,800	461,600	392,400	346,200	300,000	277,000	253,900	230,800	207,700	184,600
ロス・アンジェルス	660,000	600,100	530,800	461,600	392,400	346,200	300,000	277,000	253,900	230,800	207,700	184,600
ヴァンクーバー	660,000	570,100	504,300	438,500	372,700	328,900	285,000	263,100	241,200	219,300	197,300	175,400
エドモントン	660,000	570,100	504,300	438,500	372,700	328,900	285,000	263,100	241,200	219,300	197,300	175,400
トロント	660,000	570,100	504,300	438,500	372,700	328,900	285,000	263,100	241,200	219,300	197,300	175,400
モントリオール	650,000	570,100	504,300	438,500	372,700	328,900	285,000	263,100	241,200	219,300	197,300	175,400
中南米												
クリチバ	720,000	654,000	578,600	503,100	427,600	377,300	327,000	301,900	276,700	251,600	226,400	201,200
サン・パウロ	750,000	654,000	578,600	503,100	427,600	377,300	327,000	301,900	276,700	251,600	226,400	201,200
ペレーン	780,000	708,600	633,200	555,100	479,600	424,100	373,800	343,500	318,300	293,200	268,000	242,800
ポルト・アレグレ	720,000	654,000	578,600	503,100	427,600	377,300	327,000	301,900	276,700	251,600	226,400	201,200
マナオス	810,000	743,800	668,400	588,600	513,100	454,300	404,000	370,300	345,100	320,000	294,800	269,600
リオ・デ・ジャネイロ	750,000	654,000	578,600	503,100	427,600	377,300	327,000	301,900	276,700	251,600	226,400	201,200
リオ・デ・ジャネイロ	750,000	682,800	607,400	530,500	455,000	402,000	351,700	323,800	298,600	273,500	243,300	223,100
リマ	850,000	779,800	700,200	616,300	536,700	475,100	422,000	386,900	360,300	333,800	307,300	280,700
歐州												
ミラノ	750,000	654,000	578,600	503,100	427,600	377,300	327,000	301,900	276,700	251,600	226,400	201,200
ジュネーヴ	730,000	660,100	584,000	507,800	431,600	380,900	330,100	304,700	279,300	253,900	223,500	203,100
バルセロナ	720,000	630,100	557,400	484,700	412,000	363,500	315,100	290,800	266,600	242,400	213,100	193,900
ラス・パルマズ	700,000	630,100	557,400	484,700	412,000	363,500	315,100	290,800	266,600	242,400	213,100	193,900
デュッセルドルフ	750,000	654,000	578,600	503,100	427,600	377,300	327,000	301,900	276,700	251,600	226,400	201,200
ハンブルク	750,000	654,000	578,600	503,100	427,600	377,300	327,000	301,900	276,700	251,600	226,400	201,200
フランクフルト	760,000	654,000	578,600	503,100	427,600	377,300	327,000	301,900	276,700	251,600	226,400	201,200
ミュンヘン	750,000	654,000	578,600	503,100	427,600	377,300	327,000	301,900	276,700	251,600	226,400	201,200
ストラスブール	730,000	660,100	584,000	507,800	431,600	380,900	330,100	304,700	279,300	253,900	223,500	203,100
パリ	730,000	660,100	584,000	507,800	431,600	380,900	330,100	304,700	279,300	253,900	223,500	203,100
マルセイユ	730,000	660,100	584,000	507,800	431,600	380,900	330,100	304,700	279,300	253,900	223,500	203,100
エティエンヌラ	870,000	786,100	695,400	604,700	514,000	453,500	393,100	362,800	332,600	302,400	272,100	241,900
ロンドン	870,000	786,100	695,400	604,700	514,000	453,500	393,100	362,800	332,600	302,400	272,100	241,900
ウラジオストク	960,000	856,700	772,200	681,800	597,300	529,100	472,800	432,700	404,600	376,400	343,200	320,100
サンクト・ペテルブルク	890,000	786,800	702,300	615,200	530,700	469,200	412,900	379,500	351,400	323,200	295,000	266,900
ハバロフスク	940,000	856,700	772,200	681,800	597,300	529,100	472,800	432,700	404,600	376,400	343,200	320,100
ユジノ・サハリンスク	940,000	856,700	772,200	681,800	597,300	529,100	472,800	432,700	404,600	376,400	343,200	320,100

(外) 外
事(総)

大洋州	シドニー パース ブリスベン メルボルン オータランド ポート・モレスビー	650,000 630,000 650,000 650,000 600,000 780,000	570,100 570,100 570,100 570,100 540,000 721,400	504,300 504,300 504,300 504,300 477,700 655,600	438,500 438,500 438,500 438,500 415,400 582,600	372,700 372,700 372,700 372,700 353,100 414,700	328,900 328,900 328,900 328,900 311,600 378,400	285,000 285,000 285,000 285,000 270,000 458,600	263,100 263,100 263,100 263,100 249,200 356,500	241,200 241,200 241,200 241,200 228,500 354,600	219,300 219,300 219,300 219,300 207,700 312,600	197,300 197,300 197,300 197,300 186,900 291,700	175,400 175,400 175,400 175,400 166,200 291,700
中近東	ドバイ ジェッダ イスランブル	790,000 840,000 730,000	712,900 766,600 664,900	633,900 692,500 591,500	553,600 612,500 538,400	474,700 477,100 443,300	419,400 427,700 391,700	366,700 427,700 342,700	337,600 391,100 315,500	311,300 366,400 291,000	285,000 341,800 286,600	258,700 317,100 242,100	232,400 292,400 217,600

三 政府代表部

地 域	所 在 国	号												別	
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	
北米	ニューヨーク (国際連合) モントリオール (国際民間航空機関)	960,000	780,000	710,900	660,100	584,000	507,800	431,600	380,900	330,100	304,700	279,300	253,900	228,500	203,100
歐州	ウイーン (在ウイーン国際機関) ジュネーヴ (在ジュネーヴ国際機関) (軍縮会議) (パリ) (経済協力開発機構) ブラッセル (欧洲連合)	920,000	840,000	762,600	708,100	626,400	544,700	463,000	408,500	354,100	326,800	299,600	272,400	245,100	217,900
中	1,010,000 860,000 960,000 920,000	780,000 780,000 780,000 750,000	710,900 710,900 710,900 685,000	660,100 660,100 660,100 636,100	584,000 584,000 584,000 562,700	507,800 507,800 507,800 489,300	431,600 431,600 431,600 415,900	380,900 380,900 380,900 367,000	330,100 330,100 330,100 318,000	304,700 304,700 304,700 293,600	279,300 279,300 279,300 269,100	253,900 253,900 253,900 244,700	228,500 228,500 228,500 220,200	203,100 203,100 203,100 195,700	

別表第三 研修員手当(第二十条の二関係)

号	別	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号	12 号	13 号	14 号	15 号
手 当 额		782,700	760,700	738,700	716,700	694,700	672,700	650,700	628,700	606,700	584,700	562,700	540,700	518,700	496,700	474,700

附 則

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

審査報告書

港湾運送事業法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成十二年三月三十日

交通・情報通信委員長 齋藤 効

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年の港湾運送事業における競争の促進による利便性の向上の要請に対応して、特定港湾における一般港湾運送事業等への参入に係る需給調整規制を廃止して事業への参入を容易にし、運賃及び料金の設定及び変更につき届出制とすること等により特定港湾一般港湾運送事業者等による多様なサービスの提供を促進するとともに、港湾運送に関する秩序の確立を図るために所要の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。
附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に向け万全を期すべきである。

一、需給調整規制が廃止されても、労働関係等港湾運送の安定化が保たれるよう努めるとともに、問題が生じた場合には、関係者の意見を十分聞いた上、必要に応じ、適切に対応すること。

二、規制緩和の進展に伴い、港湾労働者に過度のしわ寄せが及ばないよう配慮し、料金変更命令制度や緊急監査制度を厳正かつ機動的に運用することによって、ダンピングの防止を図ること。

三、日曜荷役や夜間荷役等港湾サービスの更なる向上を図りつつ、港湾運送事業者の集約・協業化を進めるとともに、港湾労働者の良好な労働環境の確保に配慮するなど必要な環境の整備に努めること。

四、規制緩和を行う九港以外の港においては、従前の事業免許制度及び認可料金制度が遵守されるよう法の適切な運用に努めること。

右決議する。

の一項を加える。

5 この法律で「特定港湾」とは、コンテナ貨物の積卸しの用に供する港湾のうち国民経済上特に重要なものとして政令で定めるものをいう。

第四条第一項中「前条第一号」を「特定港湾以外を」「港湾運送事業(以下「一般港湾運送事業等」)」に改め、ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、一般港湾運送事業、はしけ運送事業又はいかだ運送事業の免許を受けた者は、当該免許に係る港湾を起点又は終点とする指定区間ににおいても、当該免許に係る一般港

湾運送事業等を営むことができる。

第四条第二項中「前条第一号から第四号までに掲げる港湾運送事業」を「一般港湾運送事業等」に改める。

第六条第一項第一号中「第三条第一号から第四号までに掲げる港湾運送事業」を「一般港湾運送事業等」に改め、同条第二項第一号中「一年以上の懲役又は禁錮」を「禁錮以上」に、「一年」を「五年」に改める。

改め、同項第二号中「港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第十四条第一項又は職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第四十四条」を「港湾運送事業に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十一条第七項を除く。」に改め、「以上」を削り、「一年」を「五年」に改め、同項第三号中「免許」の下に「又は許可」を加え、「一年」を「五年」に改め、「者」の下に「(当該免許又は許可を取り消された者が法人である場合においては、当該

取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。)として在任した者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。」を加え、

同項第五号中「いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。」を削る。

第十一条の見出し中「運賃、料金及び」を「運賃及び料金並びに」に改め、同条中「第九条第一項及び前条第一項の規定により認可を受けた運賃、料金及び」を「運賃及び料金(特定の荷主又は船舶運航事業者に限つて定められたものを除く。)並びに」に、「見易い」を「見やすい」に改める。

第二十二条の五の見出し中「割りもどし」を「割戻し」に改め、同条中「第二十二条の三」を「第二十二条の四」に改め、第二章中同条を第二十二条の六とし、第二十二条の二から第二十二条の四までを一条ずつ繰り下げ、第二十二条の次に次の一条を加える。

(特定港湾における一般港湾運送事業等)

第二十二条の二 特定港湾において一般港湾運送事業等を営もうとする者は、一般港湾運送事業等の種類及び特定港湾ごとに運輸大臣の許可を受けなければならない。(この場合において、一般港湾運送事業、はしけ運送事業又はいかだ運送事業の許可を受けた者は、当該許可に係る特定港湾を起点又は終点とする指定区間ににおいて、

港湾運送事業法の一部を改正する法律案
港湾運送事業法の一部を改正する法律
港湾運送事業法(昭和二十六年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。
第一条中第五項を第八項とし、第四項の次に次

2 第五条(第一項第四号に係る部分を除く。)及

第七百一一条の三十四第六項中「港湾運送事業者」の下に「又は同法第二十二条の二第一項の規定による許可を受けた特定港湾一般港湾運送事業者等」を加える。

附則第十五条第二項中「港湾運送事業者」の下に「又は同法第二十二条の二第三項に規定する」を加える。

特定港湾一般港湾運送事業者等」を、「免許」の下に「又は許可」を加える。
(登録免許税法の一部改正)

第九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十
五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第四十号を次のように改める。

(一) 港湾運送事業の免許又は許可	
(二) 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第二百六十一号)第四 条第一項(免許)の規定による港湾運送事業の免許	
イ 一般港湾運送事業の免許	
ロ 港湾荷役事業の免許	
ハ はしけ運送事業の免許又はいかだ運送事業の免許	
二 檢査事業の免許、鑑定事業の免許又は検量事業の免 許	
三 港湾運送事業法第二十二条の二第一項(特定港湾における一般港湾運送事業等の許可)の規定による特定港湾における一般港湾運送事業等の許可	
イ 一般港湾運送事業の許可	
ロ 港湾荷役事業の許可	
ハ はしけ運送事業の許可又はいかだ運送事業の許可	

港湾の数	免許件数 及び港湾の数 の数	免許件数
一港湾につき九万円	一港湾につき六万円	一港湾につき三万円
一港湾につき八万円	三万円	一件につき三万円
一港湾につき六万円	三万円	一件につき三万円

審査報告書

弁理士法案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十二年三月三十日

経済・産業委員長 成瀬 守重
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、工業所有権の適正な保護及び利

用の促進等の要請への適確な対応を図るため、弁理士制度について、工業所有権に関する仲裁

事件の手続の代理、契約の締結の代理等の業務を弁理士の業務に追加するとともに、特許業務法人制度の創設等を行うため、弁理士法の全部を改正しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

(外質埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律の一部改正)
第十一条 外質埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律(昭和五十六年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「免許」の下に「又は許可」を加える。

(中央省庁等改革法関係施行法の一部改正)

第十二条 中央省庁等改革法関係施行法(平成十一年法律第二百六十号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「取消」を「取消し」に、「を削り、「はかり」を「略り」に改め、「但し」を「ただし」として「た」を削る。

適切な措置を講ずべきである。

一、弁理士の業務拡大等に伴う弁理士の研修においては、新規業務に十分対応できるようするとともに、弁理士の資質が十分に向うできるよう努めること。

二、今後の弁理士制度の検討に当たっては、知的財産権の国際的情勢の動向にかんがみ、我が国企業の機密事項が外国の裁判においても保護されるよう適切な方策を検討すること。

三、特許に係る裁判及び弁理士の侵害訴訟代理に関する制度については、司法制度改革審議会にしての総合的な取組が國られるよう関係省間での十分な連携と密接な意思の疎通に努めること。

四、知的財産権政策の策定に際しては、国全体による検討も踏まえつつ、紛争の迅速かつ実効ある救済が國られるよう柔軟に対応すること。

五、特許に係る裁判及び弁理士の侵害訴訟代理に関する制度については、司法制度改革審議会にしての総合的な取組が國られるよう関係省間での十分な連携と密接な意思の疎通に努めること。

六、特許に係る裁判及び弁理士の侵害訴訟代理に関する制度については、司法制度改革審議会にしての総合的な取組が國られるよう関係省間での十分な連携と密接な意思の疎通に努めること。

七、特許に係る裁判及び弁理士の侵害訴訟代理に関する制度については、司法制度改革審議会にしての総合的な取組が國られるよう関係省間での十分な連携と密接な意思の疎通に努めること。

八、特許に係る裁判及び弁理士の侵害訴訟代理に関する制度については、司法制度改革審議会にしての総合的な取組が國られるよう関係省間での十分な連携と密接な意思の疎通に努めること。

九、特許に係る裁判及び弁理士の侵害訴訟代理に関する制度については、司法制度改革審議会にしての総合的な取組が國られるよう関係省間での十分な連携と密接な意思の疎通に努めること。

弁理士法案

右決議する。

平成十二年三月二十一日

内閣総理大臣 小淵 恵三

弁理士法案

右決議する。

号外 報

は、合名会社とみなす。	第五十六条 弁理士は、この法律の定めるところにより、全国を通じて一個の日本弁理士会(以下この章において「弁理士会」という。)を設立しなければならない。	第五十七条 弁理士会は、会則を定め、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 一、名称及び事務所の所在地 二、入会及び退会に関する規定 三、会員の種別及びその権利義務に関する規定 四、役員に関する規定 五、会議に関する規定 六、支部に関する規定 七、弁理士の登録に関する規定 八、登録審査会に関する規定 九、会員の品位保持に関する規定 十、会員の研修に関する規定 十一、会員の業務に関する紛議の調停に関する規定 十二、弁理士会及び会員に関する情報の提供に関する規定 十三、会費に関する規定 十四、会計及び資産に関する規定 十五、事務局に関する規定	第五十八条 弁理士会は、その目的を達成するため必要があるときは、支部を設けることができる。	第五十九条 弁理士会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。 2、前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。 (会則) 第六十条 弁理士及び特許業務法人は、当然、弁理士会の会員となり、弁理士がその登録を抹消されたとき及び特許業務法人が解散したときは、当然、弁理士会を退会する。 (弁理士会の退会処分)	第六十一条 弁理士会は、経済産業大臣の認可を受け、弁理士会の秩序又は信用を害するおそれのある会員を退会させることができる。 (会則を守る義務)	第六十二条 会員は、弁理士会の会則を守らなければならない。 (役員) 第六十三条 弁理士会に、会長、副会長その他会員の業務に関する紛議の調停に係る規定で定める役員を置く。	第六十四条 弁理士会は、毎年、定期総会を開かなければならぬ。				
2、会則の制定又は変更(政令で定める重要な事項に係る変更に限る。)は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。	第五十八条 弁理士会は、その目的を達成するため必要があるときは、支部を設けることができる。	第六十五条 弁理士会の会則の変更、予算及び決算は、総会の決議を経なければならない。 (総会の決議等の報告)	第六十六条 弁理士会は、総会の決議並びに役員の就任及び退任を特許庁長官に報告しなければならない。 (紛議の調停)	第六十七条 弁理士会は、会員の業務に関する紛議について、会員又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。 (建議及び答申)	第六十八条 弁理士会は、弁理士に係る業務又は制度について、経済産業大臣又は特許庁長官に建議し、又はその諮問に答申することができる。 (報告及び検査)	第六十九条 弁理士会は、その会員に第三十一条又は第五十四条の規定に該当する事実があると認められたときは、経済産業大臣に対し、その事実を報告するものとする。 2、第三十三条第一項の規定は、前項の報告があつた場合について準用する。 (登録審査会)	第七十条 弁理士会に、登録審査会を置く。	第七十一条 経済産業大臣は、弁理士会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、弁理士会に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に弁理士会の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。			
2、前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。	3、第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	3、副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。	2、登録審査会は、弁理士会の請求により、第十九条第一項の規定による登録の拒否、第二十二	第五条第一項の規定による登録の取消し又は第二十	第五条第一項の規定による登録の抹消について必要な審査を行ふものとする。	3、登録審査会は、会長及び委員四人をもつて組織する。	4、会長は、弁理士会の会長をもつてこれに充てる。	5、委員は、会長が、経済産業大臣の承認を受け、弁理士に係る行政事務に従事する経済産業省の職員及び学識経験者のうちから委嘱する。	6、委員の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	7、前各項に規定するもののほか、登録審査会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。	
2、会長は、弁理士会を代表し、その会務を総理する。	2、第三十三条第一項の規定は、前項の報告があつた場合について準用する。	3、副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。	3、副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。	3、第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	3、第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	3、第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	3、第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	3、第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	3、第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	3、第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	3、第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

欠格事由については、なお従前の例による。
(弁理士試験に関する経過措置)

第四条 旧法第二条第一項の規定は、平成十三年十一月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

2 第二章の規定の施行の日前に旧法第二条第二項(前項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。)の弁理士試験を受験した者が同章の規定の施行の日以後に同章に規定する弁理士試験を受験する場合における新法第十一条の規定による試験の免除及び新法第十四条第二項の規定による試験の受験の停止に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(登録に関する経過措置)

第五条 旧法第六条第二項の規定による弁理士登録簿の登録は、新法第十七条第一項の規定による弁理士登録簿の登録とみなす。

2 施行日前に旧法第六条第三項の規定により旧法に規定する弁理士会(以下「旧弁理士会」という。)に対して行った登録の申請は、新法第十八条第一項の規定により日本弁理士会に対しても行った登録の申請とみなす。

3 施行日前に旧法の規定により旧弁理士会がした登録の拒否又は登録の抹消及びその通知は、新法の規定により日本弁理士会がしたものとみなす。

(資質の向上のための研修)

第六条 次に掲げる者(弁護士その他の経済産業省令で定める者を除く。)は、経済産業省令で定めるところにより、日本弁理士会が行う弁理士の資質の向上を図るために研修を受けなければならない。

一 この法律の施行の際現に弁理士である者の法律の施行の際まだ懲戒の手続を終えないものについては、施行日に新法第六十九条第一項に規定する報告がされたものとみなす。

二 附則第一条各号に掲げる者であつて、新法第十七条第一項の規定により登録を受けたもの

(秘密を守る義務に関する経過措置)

第七条 施行日以後は、旧法第二十一条に規定する弁理士であつた者は、新法第三十条に規定する弁理士であつたものと、旧法第二十二条に規定する弁理士に係るその業務上取り扱つたことについて知り得た秘密とみなして、同条の規定(これに係る罰則を含む。)を適用する。

(懲戒処分に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に弁理士である者について、施行日前に、旧法において懲戒の処分の理由とされる事実で、これに相当する事実が新法においても懲戒の処分の理由とされているものがあつたときは、新法において懲戒の処分の理由とされている事実があつたものとみなして新法の規定を適用する。

2 施行日前に旧法第十七条の規定により過料の処分を受けた者については、旧法第二十一条の規定は、なおその効力を有する。

3 旧法第十七条の規定により業務の停止の処分を受け、この法律の施行の際現に業務の停止の期間中である者については、その処分を受けた

4 旧法第十九条の規定による懲戒の申告で、この法律の施行の際まだ懲戒の手続を終えないものについては、施行日に新法第五十六条第一項の規定により登録を受けたものとみなす。

二 附則第二条各号に掲げる者であつて、新法第十七条第一項の規定により登録を受けたもの

(弁理士会に関する経過措置)

第九条 施行日に現に存する旧弁理士会は、施行日において、新法第五十六条第一項の規定による日本弁理士会となり、同一性をもつて存続するものとする。

3 旧弁理士会は、施行日までに、新法第五十七条の例により、この法律の施行に伴い必要となる会則の変更をし、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。この場合において、その認可の効力は、施行日から生じるものとする。

2 旧弁理士会は、速やかに、新法第五十九条の規定により設立の登記をしなければならない。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第十条 この法律の施行の際現に特許業務法人又はこれに類似する名称を用いている者については、新法第七十六条第二項の規定は、この法律の施行後六ヶ月は、適用しない。

(資産再評価法の一部改正)

第十六条 資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

二 旧法第二十九条第一項第二号中「弁理士会」を「日本弁理士会」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

二 旧法第七十二条の五第一項第二号中「弁理士会」を「日本弁理士会」に改める。

(税理士法の一改正)

第十八条 税理士法の一部を次のように改正する。

3 第四条第九号中「弁理士法(大正十年法律第百号)」を「弁理士法(平成十二年法律第二百号)」に改める。

二 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

二 附則第二条各号に掲げる者であつて、新法第十七条第一項の規定により登録を受けたもの

(公認会計士法の一部改正)

第十四条 公認会計士法の一部を次のよう改定する。

二 第四条第七号中「弁理士法(大正十年法律第百号)」を「弁理士法(平成十二年法律第二百号)」に改める。

(公認会計士法の一部改正)

第十五条 旧法第十七条の規定により業務の禁止の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者は、前条の規定による改正後の公認会計士法第四条の規定にかかるわらず、公認会計士となる資格を有しない。

(資産再評価法の一部改正)

第十六条 資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

二 旧法第二十九条第一項第二号中「弁理士会」を「日本弁理士会」に改める。

(税理士法の一改正)

第十八条 税理士法の一部を次のように改正する。

に改める。

(税理士法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 旧法第十七条の規定により業務の禁止の处分を受け、当該处分の日から二年を経過しない者は、前条の規定による改正後の税理士法第四条の規定にかかわらず、税理士となる資格

を有しない。

(所得税法の一部改正)

第二十条 所得税法(昭和四十年法律第二百三十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表日本弁護士連合会の項の

次に次のように加える。

別表第三第一号の表弁理士会の項を削る。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

第二十六条 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第二百六十号)の一部を次のように改正する。

第二十七条 法人税法(平成十二年法律第三百三十七号)を「税理士法(平成十二年法律第三百三十七号)」に改め、同条第一項を削る。

現に努め、その適正かつ円滑な実施に万全を期すべきである。

一 検査業務の民営化に当たっては、民間移行プログラムの円滑な作成と実行、移行期間中の国際的な検査の適確な実施等に万全を期すること。

二 民営検査が適正な格付けによって実施され、検査の信頼性と農産物の円滑な流通が確保されるよう、登録検査機関の技術水準を確保し、その維持に努めること。

また、登録検査機関に対する国の適確な指導監督等を実施し、公正・中立な検査業務の確保が図られるようにすること。

別表第一第一号の表弁理士会の項を削る。

(法人税法の一部改正)

第二十二条 法人税法(昭和四十年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表日本弁護士連合会の項の次に次のように加える。

農産物検査法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十二年三月三十日

農林水産委員長 若林 正俊
参議院議長 斎藤 十朗殿

審査報告書

農産物検査法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

要領書

一 委員会の決定の理由

本法律案は、行政機構の減量及び民間能力の積極的活用を図るため、農産物検査の実施主体を国から農林水産大臣の登録を受けた民間の検査機関に変更するとともに、その業務の適正化を確保するための措置を講じようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

(技術士法の一部改正)

第二十二条 技術士法(昭和五十八年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「弁理士法(大正十年法律第二百五号)」に改める。

(消費税法の一部改正)

第二十五条 消費税法(昭和六十三年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表日本弁護士連合会の項の次に次のように加える。

一 費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

なお、別紙の附帯決議を行った。

農産物検査法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十二年三月三十日

内閣総理大臣 小渕 恵三

日本弁理士会

弁理士法(平成十二年法律第二百五号)

第四号を削り、同条を第三十七条とし、同条の前に見出しとして「〔罰則〕」を付し、同条の次に次の二条を加える。

第三十八条 第二十四条第二項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録検査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

は、五十万円以下の罰金に処する。

二 第三十条第一項の規定による報告をせず、

第三章 第二項の規定による譲り受け

はよる質問に対して答弁をせり、未だくじに偽の答弁をした者

第四十条 次の各号のいずれかに掲げる違反がある場合は、その行為をした登録検査官は、五十日前までの間に

卷之三

出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

一七九

三 第三十条第一項の規定による報告をせず
又は虚偽の報告をしたとき。

卷之三

儀の答弁をしたところ

4 檢査の業務の引継ぎその他の必要な事項は、農林水産省令で定める。

第一項の農産物検査の結果については、第三十三条第一項の規定による申出を行うことがで
きる。

所若しくは事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができ。」
第二十条の一を第三十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

第三十一条 農林水産大臣は、第二十四条第一項の規定による命令をしようとするときは、行政

手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分に

かかわらず、聴聞を行わなければならない。

日における審理は、公開により行わなければならぬ。

3 前項の聽聞の主宰者は、行政手続法第十七各

第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求め

たときは、これを許可しなければならない。
（農林水産大臣に対する申出）

第三十三條 何人も、第十三条第一項の規定によつて表示が付され、又は同項の検査証明書が交付

された農産物が当該表示又は検査証明書の記載に係る農産物検査規格に該当しないと認める

きは、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を農林水産大臣に申し出て適切な措置をとる

べきことを求めることができる。
農林水産大臣は、前項に規定する申出があつ

たときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、第二十三条に則

3

定する措置その他の適切な措置をとらなければならぬ。

第二十条の次に次の十条を加える。

(業務規程)

第二十一条 登録検査機関は、農産物検査の業務の開始前に、農産物検査の業務の実施方法、検査手数料に関する事項その他の農林水産省令で定める事項を内容とする業務規程を定め、農林水産大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 農林水産大臣は、前項の規定による届出に係る業務規程が農産物検査の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(適合命令)

第二十二条 農林水産大臣は、登録検査機関が第十七条第二項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第二十三条 農林水産大臣は、登録検査機関が第二十条の規定に違反していると認めるとき、又は登録検査機関が行う農産物検査若しくは第三条第一項の規定による表示若しくは検査証明書の記載が適当でないと認めるときは、当該登録検査機関に対し、農産物検査を行うべきこと又は農産物検査の方法その他の業務の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第二十四条 農林水産大臣は、登録検査機関が第十七条第二項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならぬ。

2 農林水産大臣は、登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて農産物検査の業務の停止を命ずることができる。

— 第二十一条第一項の規定による届出に係る業務規程によらないで農産物検査を行つたとき。

2 不正の手段により第十七条第二項の登録又は第十九条第一項の変更登録を受けたとき。

3 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

3 農林水産大臣は、前二項に規定する場合のほか、登録検査機関が、正当な理由がないのに、その登録を受けた日から一年を経過してもなお農産物検査の業務を開始せず、又は一年以上繼續して農産物検査の業務を停止したときは、その登録を取り消すことができる。

4 農林水産大臣は、前二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(帳簿の記載)

第二十五条 登録検査機関は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿を備え、これに農産物検査に関する事項を記載する。

し、これを保存しなければならない。

(農産物検査規格登録検査機関という名称の使用の禁止)

第二十六条 登録検査機関でない者は、農産物検査規格登録検査機関という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(報告の徴収)

第三十条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者等又は倉庫業者に対して、その業務の状況に関し報告させることができる。

2 農林水産大臣は、第二十条第三項に定めるものほか、この法律の施行に必要な限度において、登録検査機関に対し、農産物検査の業務又は経理の状況に関し報告させることができるもの。

— 第二十二条 第二項の規定は、当該行政機関長その他の政令で定める行政機関に照会することができる。この場合において、当該行政機関は、当該照会をした登録検査機関に対して、照会に係る事項の通知その他必要な措置を講ずることとする。

2 登録検査機関は、前項の行政機関以外の者で、品位等検査の適正な実施のため必要な事項に関する情報を有するものとして政令で定めるものに對しても、照会をすることができる。

(業務の委託)

第一條 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

— 一次条の規定 平成十三年一月一日

2 附則第十二条の規定 附則第三条第一項の政令で定める日が属する国の会計年度の翌会計年度の初日

3 附則第十三条の規定 附則第三条第一項の政令で定める日

(施行前の準備)

第二条 この法律による改正後の農産物検査法(以下「新法」という。)第十七条第二項の規定について行う検査証明の業務以外のものを他の登録検査機関に委託することができる。

(情報の提供)

第二十九条 国は、農産物の公正かつ円滑な取引及びその品質の改善に資するため、農産物検査の結果その他農産物検査に関する情報の提供に努めなければならない。

第三条 農林水産大臣は、この法律の施行の日から

がを削り、「同項第四号」を「同項第二号」に改める。

(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部改正)

第十四条 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「(農作物検査法(昭和二十一年法律第百四十四号)第十六条第一項の規定による表示を除く。以下同じ。)」を削る。

(農林水産省設置法の一部改正)

第十五条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第五十七号中「の実施」を削る。

第二十七条第三項中第一号を削り、第二号を第一号とする。

官報(号外)

審査報告書

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十二年三月三十日

地方行政・警察委員長 和田 洋子
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方公共団体が人的援助を行う

ことが必要と認められる公益法人等の業務に専ら従事させるために職員を派遣する制度等を整備することにより、公益法人等の業務の円滑化を実施の確保等を通じて、地域の振興、住民の生活の向上等に関する法律案

とを期するものであって、おおむね妥当な措置と認める。

進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(職員の派遣)

第二条 任命権者(地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。)は、次に掲げる団体(以下この項及び第三項において「公益法人等」という。)のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるものとの間の取決めに基づき、当該公益法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員(条例で定める職員を除く。)を派遣することができる。

本法施行のため、別に費用を要しない。

公募法等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律案

右

平成十二年三月十七日

内閣総理大臣 小淵 恵三

審査報告書

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十二年三月三十日

地方行政・警察委員長 和田 洋子
参議院議長 斎藤 十朗殿

(目的)

第一条 この法律は、地方公共団体が人的援助を行ふことが必要と認められる公益法人等の業務に専ら従事させるために職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第四条第一項に規定する職員をいう。第七条を除き、以下同じ。)を派遣する制度等を整備することにより、

本法律案は、地方公共団体が人的援助を行うことを明示し、その同意を得なければならない。

3 第一項の取決めにおいては、当該職員派遣に係る職員の職員派遣を受ける公益法人等(以下「派遣先団体」という。)における報酬その他の勤務条件及び当該派遣先団体において従事すべき業務、当該職員の職員派遣の期間、当該職員の職務への復帰に関する事項その他職員派遣に当たって合意しておくべきものとして条例で定める事項を定めるものとする。

4 前項の規定により第一項の取決めで定める職員派遣に係る職員の派遣先団体において従事すべき業務は、当該派遣先団体の主たる業務が地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するると認められる業務である場合を除き、地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有すると認められる業務を主たる内容とするものでなければならない。

(職員派遣の期間)

第三条 職員派遣の期間は、三年を超えることができない。

2 前項の期間は、任命権者が特に必要があると認めるときは、派遣先団体との合意により、職員派遣された職員(以下「派遣職員」という。)の同意を得て、職員派遣をした日から引き続き五年を超えない範囲内において、これを延長することができる。

(派遣先団体の業務への従事等)

2 任命権者は、前項の規定による職員の派遣(以下「職員派遣」という。)の実施に当たっては、あらかじめ、当該職員に同項の取決めの内容を明示し、その同意を得なければならぬ。

第四条 派遣職員は、その職員派遣の期間中、第二条第一項の取決めに定められた内容に従つて、派遣先団体の業務に従事するものとする。

（派遣職員の職務への復帰）

第五条 任命権者は、派遣職員が派遣先団体の役職員の地位を失った場合その他の条例で定める場合であつて、その職員派遣を継続することができないか又は適当でないと認めるときは、速やかに当該職員派遣に係る派遣職員を職務に復帰させなければならない。

2 派遣職員は、その職員派遣の期間が満了したときは、職務に復帰する。

（派遣職員の給与）

第六条 派遣職員には、その職員派遣の期間中、給与を支給しない。

2 派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務若しくは地方公共団体の事務若しくは事業を補完し若しくは支援するとの認められる業務であつてその実施により地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるものである場合又はこれらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、派遣職員に対しても、その職員派遣の期間中、条例で定めるところにより、給与を支給することができる。

(派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の特例)

第七条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第一百五十二号)第四十三条第二項の規定及び同法の短期給付に関する規定(同法第五十三条第十号の二に掲げる育児休業手当金及び同条第十号の三に掲げる介護休業手当金に係る部分を除く。以下この項において同じ。)は、派遣職員には適用しない。この場合において、同法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員(同法第一項第一号に規定する職員をいう。)が派遣職員となつたときは、同法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職(同法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。)をしたものとみなし、派遣職員が同法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員となつたときは、同法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に職員となつたものとみなす。

2 派遣職員に対する地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定の適用については、派遣先団体の業務を公務とみなす。

3 派遣職員は、地方公務員等共済組合法第一百一一条第一項各号に掲げる福祉事業を利用することができない。

4 派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の規定の適用については、同法第四章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」とができない。

と、同法第八十七条第一項中「地方公務員災害補償法第（条第一項）とあるのは「労働者災害補償保険法（昭和二十一年法律第五十号）第七条第二項」と、同法第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、同法第一百三十二条第一項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第一号の二及び第四号を除く。）」と、「並びに地方公共団体」とあるのは「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第二号）第二条第三項に規定する派遣先団体（以下「派遣先団体」という。）の負担金並びに地方公共団体」と、同項第一号中「次号に掲げるものを除く」とあるのは「育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用に限る」と、「地方公共団体の負担金」とあるのは派遣先団体の負担金」と、同項第一号及び第三号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「派遣先団体の負担金」と、同法第一百五十五条の二第一項中「期末手当等（地方自治法第一百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、同条第二項及び第三項中「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、同法第一百六十六条第一項中「地方公共団体の機関又は職員団体」とあり、及び「地方

公共団体又は職員団体」とあるのは「派遣先団体」として、「第一百二十二条第一項(同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とあるのは「第一百三十三条第一項」と、同法附則第四十一条の四第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第五号を除く。)」と、同条第四項中「第二項第五号」とあるのは「附則第四十条の四第一項」と、第一百六条第一項中「含む。」とあるのは「含む。」及び附則第四十条の四第一項」とあるのは「次の各号(第一号の二及び第四号を除く。)」とあるのは「次の各号(第一号の二、第四号及び第五号を除く。)」と、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第号)第一条第三項に規定する派遣先団体(以下「派遣先団体」という。)の負担金並びに地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。)」とあるのは「並びに公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第号)第二条第三項に規定する派遣先団体(以下「派遣先団体」という。)」と、同条第四項中「第二项第五号」とあるのは「附則第四十条の四第一項」とする。

規定する団体とみなす。

(派遣職員の復帰時等における処遇)

第九条 地方公共団体は、派遣職員が職務に復帰した場合における任用、給与等に関する処遇及び職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合(派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。)の退職手当の取扱いについて

は、部内の職員との均衡を失することのないよう、条例で定めるところにより必要な措置を講じ、又は適切な配慮をしなければならない。(特定法人の業務に従事するために退職した者の採用)

第十条 任命権者と特定法人(当該地方公共団体が出資している株式会社又は有限会社のうち、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るために人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるもの)をいう。(以下同じ。)との間で締結された取決めに定められた内容に従って当該特定法人の業務に従事するよう求める任命権者の要請に応じて職員(条例で定める職員を除く。)が退職し、引き続き当該特定法人の役職員として在職した後、当該取決めで定める当該特定法人において業務に従事すべき期間が満了した場合又はその者が当該特定法人の役職員の地位を失った場合その他の条例で定める場合には、地方公務員法第十六条各号(第三号を除く。)の一に該当するるものとする。

場合(同条の条例で定める場合を除く。)その他条例で定める場合を除き、その者が退職した時就いていた職又はこれに相当する職に係る任命権者は、当該特定法人の役職員としての在職に引き続き、その者を職員として採用するものとする。

2 前項の取決めにおいては、同項の要請に応じて退職し引き続き当該特定法人に在職する者(以下「退職派遣者」という。)の当該特定法人における報酬その他の勤務条件並びに当該特定法人において従事すべき業務及び業務に従事すべき期間、同項の規定による当該退職派遣者の採用に関する事項その他当該退職派遣者が当該特定法人の業務に従事するに当たって合意しておべきものとして条例で定めるものとす。

3 前項の規定により第一項の取決めで定める退職派遣者の特定法人において従事すべき業務は、当該特定法人の主たる業務が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与し、かつ、地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有すると認められる業務(以下「」の項において「公益寄与業務」という。)である場合を除き、公益寄与業務を主たる内容とするものでなければならぬ。

4 第二項の規定により第一項の取決めで定める退職派遣者の特定法人において業務に従事すべき期間は、同項の要請に応じて退職をする日の翌日から起算して三年を超えない範囲内で定め

5 第一項の規定による採用については、地方公務員法第二十二条第一項の規定は、適用しない。

(退職派遣者に関する地方公務員等共済組合法の特例)

第十二条 特定法人又は退職派遣者は、地方公務員等共済組合法第百四十条第一項に規定する公庫等又は公庫等職員とみなして、それぞれ同条第二項を除く。)の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「役員及び常時勤務に服することを要しない者」とあるのは「常時勤務に服することを要しない者」と、「退職した場合(政令で定める場合を除く。)」とあるのは「退職した場合」と、同条第一項第一号中「五年」とあるのは「三年」とする。

(退職派遣者の採用時における処遇等)

第十三条 地方公共団体は、退職派遣者が第十一条第一項の規定により職員として採用された場合における任用、給与等に関する処遇及び同項の規定により採用された職員が退職した場合の退職手当の取扱いについては、部内の職員との均衡を失すことのないよう、条例で定めるところにより必要な措置を講じ、又は適切な配慮をしなければならない。

2 第十条第一項の規定により採用された職員(同項の規定によりかつて採用されたことのある職員を含む。)に対する地方公務員法第二十九条の規定の適用については、同条第一項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「使用される者」とあるのは「使用される者又は公益法人等

への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第二号第十四条第二項に規定する退職派遣者)と、「在職した後、引き続いだ当該退職を前提として」とあるのは「在職した後、引き続いだ当該退職を前提として又は同条第一項の規定に基づいて」とする。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第十条から第十二条まで及び十四条三月三十一日以後に第十条第一項の任命権者の要請に応じて退職した者について適用する。次条の規定は、同年三月三十一日から施行する。

(退職派遣者の採用等に関する規定の適用)

第二条 第十条から第十二条までの規定は、平成十四年三月三十一日以後に第十条第一項の任命権者の要請に応じて退職した者について適用する。

(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第一項第四号中「及び第十四条」を「、第十四条及び第十九条」に改める。

2 第十条第一項の規定により採用された職員(同項の規定によりかつて採用されたことのある職員を含む。)に対する地方公務員法第二十九条の規定の適用については、同条第一項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「使用される者」とあるのは「使用される者又は公益法人等

への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第二号第十四条第二項に規定する退職派遣者)と、「在職した後、引き続いだ当該退職を前提として」とあるのは「在職した後、引き續いだ当該退職を前提として又は同条第一項の規定に基づいて」とする。

(公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正)

第十九条 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「仮定給料」との下に「、期末手当等」とあるのは、組合の運営規則で定める仮定期末手当等とを加え、「並びに地方公共団体」を「及び地方公共団体」に改め、「同法第百十五條の二第一項中「期末手当等(地方自治法第二百四条の二第一項の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるもの)をいう。以下同じ。」とあるのは、組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、同条第二項及び第三項中「期末手当等」とあるのは、組合の運営規則で定める仮定期末手当等とを削り、「とあるのは、並びに」を「とあるのは、及び」に改める。

審査報告書

地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成十二年三月二十日

地方行政・警察委員長 和田 洋子
参議院議長 斎藤 十朗殿

一、委員会の決定の理由
要領書

本法律案は、公設試験研究機関において専門的な知識経験等を有する人材を積極的に受け入れ、研究者の相互の交流を推進することが公設試験研究機関における研究活動の活性化にとって重要であることにかんがみ、公設試験研究機

関の研究業務に従事する職員について、任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の裁量による勤務に関する事項について定めることとする。

(定義)
第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 公設試験研究機関 地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他の機関(学校教育法に規定する公立学校を除く。)であって、試験研究に関する業務を行うものをいう。

二 研究業務 公設試験研究機関の試験研究に関する業務をいう。

三 職員 地方公務員法(昭和二十五年法律第一百六十一号)第四条第一項に規定する職員(公設試験研究機関の長その他の条例で定める職員及び非常勤職員を除く。)をいう。

(任期を定めた採用)
第三条 任命権者(地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。)は、次に掲げる場合には、条例で定めるところにより、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

一 研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者を招へいして、当該研究分野に係る高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事させる場合

二 独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者(この号の規定によりかつて当該地方公共団体の職員として任期を定めて採用されたことがある者を除く。)を、当該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事させる場合

2 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、前項第一号の規定により任期を定めた採用を行う場合には、人事委員会の承認を得なければならない。

3 任命権者は、第一項第一号の規定により任期を定めた採用を行う場合には、その対象となる研究業務及び選考の手続を定めた採用計画に基づいて行わなければならない。

4 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、前項の採用計画を作成しようとするとときは、人事委員会に協議しなければならない。

(任期)

第四条 前条第一項第一号に規定する場合における任期は、五年を超えない範囲内で任命権者が定める。ただし、特に五年を超える任期を定める必要があると認める場合には、七年(特別の計画に基づき期間を定めて実施される研究業務に従事させる場合にあっては、十年)を超えない範囲内で任期を定めることができる。

2 人事委員会を置く地方公共団体においては、

一、委員会の決定の理由
要領書

6 できない場合において、運輸省令で定めるところにより評価した当該工作物等の価額に比し、その保管に不相當な費用若しくは手数を要するときは、運輸省令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

7 運輸大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、前項の規定による工作物等の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該工作物等を廃棄することができる。

8 第五項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

9 第二項から第五項までに規定する撤去、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他第二項に規定する当該措置を命ずべき者の負担とする。

10 第四項の規定による公示の日から起算して六ヶ月を経過してもなお第三項の規定により保管した工作物等(第五項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、運輸大臣が保管する工作物等にあつては国、都道府県知事が保管する工作物等にあつては、当該都道府県知事が統括する都道府県、港湾管理者が保管する工作物等にあつては当該港湾管理者に帰属する。

11 第五十六条の六第一項中「又は同条第四項」を「、同条第四項」に改め、「係る処分」の下に「又は

第五十六条の四第八項の規定に基づく処分(運輸大臣に係るものに限る。)を加える。
第六十一条第一項中「十万円」を「五十万円」に改め、同項第二号中「第四十三条の八第一項」を第三十七条の三第一項、第四十三条の八第一項又は第五十六条の二第一項に改め、同条第二項中「五万円」を「五十万円」に改め、同条第三項中「五万円」を「三十万円」に改める。
第六十三条中「三万円」を「十万円」に改める。
附則第十五項中「第三項」を「第一項」に改める。
附則第二十項中「第四十二条第四項」を「第四十二条第三項」に改める。

(経過措置) 第一条 この法律による改正後の港湾法(以下「新港湾法」という。)第四十一条、第四十三条及び第五十二条の規定並びに特定港湾施設整備特別措置法(昭和三十四年法律第六十七号)第四条の規定は、平成十二年度以降の年度の予算に係る国の負担(当該国の負担に係る港湾管理者の負担を含む。以下同じ。)又は補助(平成十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)について適用し、平成十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成十二年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

る法律(昭和二十六年法律第七十三号)の一部を
次のように改正する。

第一條第二項中「第四十二条第四項及び第五
項」を「第四十二条第三項及び第四項」に改め
る。

第三条第一項中「第四十二条第五項」を「第四
十二条第四項」に改める。

附則第十項中「第四十二条第四項」を「第四十
二项第三項」に改める。

(道路法の一部改正)

第六条 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)
の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「第四十二条第一項」を
「第二条第一項」に改める。

(離島振興法の一部改正)

第七条 畦島振興法(昭和二十八年法律第七十一
号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第四十二条第一項から第三
項まで(同法第五十二条第二項において準用す
る場合を含む。)、同法第四十三条第一号及び第
二号、同法第五十二条第三項第二号」を「第四十
二条第一項及び第一項、同法第四十三条第一号
から第三号まで、同法第五十二条第一項第一
号、第二号、第五号及び第六号」に改める。

号表(一)中「第四十二条第一項から第三項まで
(同法第五十二条第二項において準用する場合
を含む。)、第四十三条第一号及び第二号並びに
第五十二条第三項第二号」を「第四十二条第一項
及び第一項、第四十三条第一号から第三号まで
及び第五十二条第一項第一号、第二号、第五

官 報 (号 外)

平成十二年三月三十一日 参議院会議録第十一号 投票者氏名

官 報 (号 外)

平成十二年三月三十一日 参

參議院會議錄第十一號 投票者氏名

平成十二年三月三十一日

投票者氏名

片山虎之助君	鹿熊 安正君
釜本 邦茂君	岸 岸 宏一君
龜井 郁夫君	久世 公義君
河本 英典君	国井 正幸君
小山 孝雄君	佐々木知子君
陣内 孝雄君	佐藤 泰三君
清水嘉与子君	未広まさき君
世耕 弘成君	田中 直紀君
木広まさき君	竹山 裕君
長谷川道郎君	常田 享詳君
西田 吉宏君	中島 啓雄君
野間 基君	中原 爽君
駒 浩君	長峯
服部 三男雄君	西田
平田 耕一君	野間
真鍋 賢二君	赴君
松村 龍二君	
水島 裕君	
森田 正邦君	
次夫君	

矢野	哲朗君
山崎	力君
山下	善彦君
吉村剛太郎君	脇
依田	雅史君
智治君	昭君
朝日	俊弘君
石田	美栄君
今泉	勝木
江田	健司君
小川	勝也君
久保	佳丈君
木俣	亘君
小林	元君
小山	峰男君
佐藤	泰介君
谷林	良充君
高嶋	貞子君
笹野	正昭君
角田	義二君
内藤	羽田雄一郎君
平田	健二君
福山	哲郎君
堀	利和君
前川	忠夫君
円	より子君
本岡	昭次君
柳田	稔君
吉田	之久君
薫科	満治君

魚住裕一郎君 大森 礼子君 沢 博師君 風間 親君
高野 統 訓弘君 浜田卓二郎君 笠 勝之君 福本 潤一君
扇 泉 信也君 三重野栄子君 照屋 寛徳君 沢 たまき君
高橋 令則君 福島 瑞穂君 水源 敬義君 大済 絹子君
扇 泉 信也君 三重野栄子君 照屋 寛徳君 沢 たまき君
高橋 令則君 福島 瑞穂君 水源 敬義君 大済 絹子君

海野 加藤 修一
木庭健太郎君 義季君
但馬 白浜 鶴岡 浜四津敏子君 洋君
弘友 和夫君 益田 森本 山本 保君
阿部 幸代君 池田 岩佐 大沢 小池 晃司君
幹美君 昭君 恵美君 長美君
須藤美也子君 等
富樫 練三君
橋本 敦君
八田ひろ子君
筆坂 秀世君
山下 芳生君
吉川 春子君
大脇 雅子君
日下部達代子君
谷本 英夫君
正和君
田村 貞雄君
入澤 秀昭君
月原 茂皓君
驥君

名	等の任命に關する （五代利矢子君）	名
阿南	一成君	星野
青木	幹雄君	鶴保 廉介
井上	吉大君	奥村 展三尹
石井	道子君	松岡満壽男君
市川	一朗君	佐藤 道大君
岩城	光英君	西川きよじ
岩瀬	良三君	中村 敦大君
上野	公成君	
尾辻	秀久君	
大野つや子君		
岡野	裕君	
加納	時男君	
鹿熊	安正君	
片山虎之助君		
釜本	邦茂君	
亀井	郁夫君	
河本	英典君	
岸	宏一君	
久世	公堯君	

戸田	邦司	國地方係争処理
渡辺	秀央	東洋
堂本	暁子	君
石井	宗康	二三寿
島袋	久光	君
菅野	久光	君
中田靖君)	一九五名	○名
阿部	正俊	
有馬	朗人	
井上	君	
石渡	裕吾	
岩井	清元	
岩崎	元吉	
岩永	浩美	
海老原義彦	君	
大島	慶久	
太田	豊秋	
加藤	紀文	
狩野	安吾	
景俊	太郎	
金田	勝年	
鎌田	要人	
龜谷	博昭	
木村	仁君	
北岡	秀一	
久野	恒一	

国家公務員等の任命に関する件「国地方係争処理委員会委員(五代利矢子君及び藤田亩靖君)」

反対者氏々

1

官 報 (号 外)

平成十二年三月三十一日 参議院会議録第十一

參議院會議錄第十一號

投票者氏名

國井	正幸君	田	英夫君	福島	瑞穂君
小山	孝雄君	淵上	貞雄君	三重野榮子君	
佐藤	泰二君	中村	敦夫君		
佐々木知子君					
清水嘉与子君					
陣内	孝雄君				
末広まさきこ君					
世耕	弘成君				
田中	直紀君				
竹山	裕君				
常田	享詳君				
中島	啓雄君				
中原	爽君				
長峯	基君				
西田	吉宏君				
野間	赳君				
長谷川道郎君					
駆	浩君				
服部	三英雄君				
平田	耕一君				
真鍋	賢二君				
森下	博之君				
森山	裕君				
溝手	一水君				
松田	岩夫君				
三浦					
松谷	薫一郎君				
橋本	聖子君				
日出	英輔君				
南野	知恵子君				
野沢	太三君				
仲道	俊哉君				
中島	義雄君				
眞人君					
成瀬	守重君				
野澤	東君				
佐藤	雄平君				
高嶋	篠野				
谷林	佐野				
角田	高嶋				
内藤	正昭君				
羽田	雄一郎君				
平田	良充君				
福山	義一君				
内藤	正光君				
角田	正昭君				
内藤	健二君				
羽田	哲郎君				
平田	正行君				
前川	忠夫君				
福山	利和君				
本岡	昭次君				
溝手	元より子君				
松田	前川				
森下	柳田				
山崎	円より子君				
山崎	本岡				
山内	次夫君				
山崎	大森				
山本	大森				
吉川	魚住裕一郎君				
正俊君	大森				
芳男君	禮子君				
正俊君	魚住裕一郎君				
正昭君	澤間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君	風間				
正昭君	昶君				
正昭君	高野				
正昭君	博師君				
正昭君	沢たまき君				
正昭君</td					

平成十二年三月二十一日 参議院会議録第十一号 投票者氏名

官 報 (号 外)

平成十二年三月三十一日 参議院会議録第十一号 投票者氏名

平成十二年三月三十一日 参議院会議録第十一号 投票者氏名

投票者氏名

反对者氏名

反対者氏名		三六名	
阿部	幸代君	井上	美代君
池田	幹幸君	市田	忠義君
岩佐	恵美君	緒方	靖夫君
大沢	辰美君	笠井	亮君
小池	晃君	小泉	親司君
須藤	美也子君	烟野	洋君
富樫	練三君	立木	西山登紀子君
橋本	敦君	林	紀子君
八田	ひろ子君	吉岡	吉典君
筆坂	秀世君	宮本	岳志君
山下	芳生君	大淵	絹子君
吉川	春子君	福原	敬義君
大脇	雅子君	清水	澄子君
旦下部	清代子君	照屋	寛徳君
谷本	魏君	福島	瑞穂君
田	英夫君	三重野	栄子君
渕上	貞雄君	島袋	宗康君
山本	正和君		

五八

青木	幹雄君	有馬	朗人君
井上	吉夫君	井上	裕君
石井	道子君	石渡	清元君
市川	一朗君	岩井	國臣君
岩瀬	良三君	岩崎	純三君
岩城	光英君	岩永	浩美君
市川	道子君	海老原義彦君	
上野	公成君	大島	慶久君
尾辻	秀久君	太田	豊秋君
大野	つや子君	加藤	紀文君
岡野	裕君	狩野	安君
加納	時男君	景山俊太郎君	
釜本	邦茂君	金田	勝年君
鶴井	郁夫君	鎌田	要人君
河本	英典君	鶴谷	博昭君
岸	宏一君	木村	仁君
久世	公堯君	北岡	秀二君
国井	正幸君	久野	恒一君
小山	孝雄君	倉田	寛之君
佐々木知子君		塙崎	
佐藤	泰三君	鴻池	祥肇君
清水嘉与子君		佐藤	昭郎君
陣内	孝雄君	田浦	正孝君
末広	まさきこ君	田村	鈴木
世耕	弘成君	谷川	齊藤
竹山	裕君	公平君	滋宣君
中原	直紀君	中川	義雄君
中島	啓雄君	成瀬	眞人君
基君	爽君	仲道	俊哉君

官 報 (号 外)

平成十二年三月三十一日

參議院會議錄第十一號 投票者氏名

野間	吉宏君	長谷川道郎君	馳	服部三男雄君	南野知恵子君
趙君				平田耕一君	橋本聖子君
				真鍋賢二君	英輔君
				松田岩夫君	惠君
				三浦一水君	日出
				溝手森山君	保坂三藏君
				森下博之君	松谷蒼一郎君
				山崎山内君	龍二君
				吉川若林君	水島裕君
				山本正昭君	村上
				山崎俊夫君	正邦君
				吉川芳男君	森田矢野君
				正昭君	次夫君
				山崎山下君	哲朗君
				吉川正俊君	力君
				吉川基隆君	善彦君
				江本今井君	依田智治君
				小川敏夫君	吉村剛太郎君
				北澤江君	朝日俊弘君
				高嶋幸子君	美栄君
				谷林正昭君	昭君
				佐藤彰君	雅史君
				佐藤久保君	勝木勝也君
				佐藤木俣君	小川勝君
				佐藤久保君	江田五月君
				齊藤小林君	今泉昭君
				竹村峰男君	石田美栄君
千葉	泰子君	泰介君	木俣佳丈君	木俣健司君	脇俊弘君
			元君	勝木勝也君	吉川勝君
			亘君	勝木勝也君	高嶋幸子君
				佐藤久保君	谷林正昭君
				齊藤久保君	佐藤彰君
				竹村峰男君	高嶋幸子君
				齊藤久保君	佐藤彰君
				竹村峰男君	高嶋幸子君
				齊藤久保君	佐藤彰君
				齊藤久保君	佐藤彰君

角田義一君 正光君
内藤羽田雄一郎君
平田健二君 藤井俊男君
松崎俊久君 本田良一君
峰崎直樹君 篠瀬進君
山下八洲天君
和田洋子君 荒木清寛君
海野義孝君 和田洋子君
加藤修一君 木庭健太郎君
但馬久美君 白浜一良君
鶴岡洋君 浜四津敏子君
弘友和夫君 益田洋介君
森本晃司君 山本保君
阿部幸代君 岩佐恵美君
大沢辰美君 池田幹幸君
小池幸美君 橋本敦君 須藤美也子君
富樫練三君 橋本敦君 八田ひろ子君

直嶋 正行君
寺崎 昭久君
長谷川 清君
広中和歌子君
前川 忠夫君
本岡 昭次君
堀 利和君
柳田 稔君
吉田 之久君
藁科 満治君
魚住裕 一郎君
大森 礼子君
風間 祂君
沢 たまき君
高野 博師君
浜田卓二郎君
日笠 勝之君
福本 潤一君
松 あきら君
山下 栄一君
渡辺 孝男君
井上 美代君
市田 忠義君
緒方 靖夫君
笠井 亮君
小泉 親司君
立木 洋君
西山登紀子君
煙野 君枝君
林 紀子君

賛成者氏名	反対者氏名	(内閣提出) 日程第七 農産物検査法の一部を改正する法律案
阿南 青木 井上 石井 市川 岩城 光英君	一成君 幹雄君 吉夫君 道子君 一朗君	阿部 有馬 井上 松君
阿南 青木 井上 石井 市川 岩崎 純三君	一成君 幹雄君 吉夫君 道子君 一朗君	正俊君 朗人君 宗康君 久光君
阿部 有馬 井上 松君	鶴保 椎名 堂本 石井 島袋 菅野	高橋 扇 千景君 星野 朋市君 岩本 莊太君 素夫君 暁子君
吉岡 大脇 谷本 潤上 田 山本 入澤 田村 月原 戸田 渡辺 奥村 田名部 佐藤 西川 中村 敦夫君	秀世君 山下 芳生君 吉川 春子君 大脇 雅子君 日下部 傳代子君 谷本 巍君 英夫君 正和君 眞雄君 正和君 肇君 秀昭君 茂皓君 邦司君 秀央君 展三君 匡省君 道夫君 きよし君 敦夫君	宮本 岳忠君 吉岡 絹子君 梶原 敬義君 照屋 寛徳君 清水 澄子君 福島 瑞穂君 三重野 栄子君 泉 信也君 千景君 扇 令則君 庸介君 星野 朋市君 岩本 莊太君 素夫君 暁子君

平成十二年三月三十一日

參議院會議錄第十一號 投票者氏名

官 報 (号 外)

平成十二年三月三十一日

參議院會議錄第十一號

投票者氏名

本岡	昭次君	築瀬	進君	山下八洲大君
柳田	穎君	和田	洋子君	荒木 清寛君
吉田	之久君	海野	義孝君	高野 博師君
薦科	満治君	風間	昶君	沢 たまき君
魚住裕一郎君		続	訓弘君	浜田卓一郎君
大森	礼子君			
木庭健太郎君				
白浜	一良君			
但馬	久美君			
鶴岡	洋君			
浜四津敏子君				
弘友	和夫君			
益田	洋介君			
森本	晃司君			
山本	保君			
大渊	絹子君			
梶原	敬義君			
清水	澄子君			
照屋	寛徳君			
福島	瑞穂君			
三重野	栄子君			
泉	信也君			
扇	千景君			
高橋	令則君			
鶴保	庸介君			
星野	朋市君			
岩本	莊太君			
椎名	素夫君			
佐藤	道夫君			
松岡	滿壽男君			
西川	きよし君			

賛成者氏名	日程第一〇　港湾法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	二二〇名	一三三名
阿部 幸代君	井上 美代君	市田 忠義君	反対者氏名 中村 敦夫君
池田 幹幸君	岩佐 恵美君	緒方 靖夫君	
大沢 辰美君	小池 晃君	笠井 亮君	
須藤美也子君	富樫 練三君	小泉 立木	
橋本 敦君	八田ひろ子君	西山登紀子君	
筆坂 秀世君	山下 芳生君	畠野 君枝君	
吉川 春子君		林 紀子君	
		宮本 岳志君	
		吉岡 吉典君	
阿南 一成君	青木 幹雄君	阿部 正俊君	
井上 吉夫君	石井 道子君	有馬 朗人君	
市川 一朗君	岩城 光英君	井上 裕君	
上野 良三君	岩瀬 良三君	石渡 清元君	
尾辻 公成君	大野 つや子君	岩井 國臣君	
大野 秀久君	岡野 時男君	岩崎 純三君	
岡野 加納 安正君	時男君	岩永 浩美君	
		海老原義彦君	
		大島 寿久君	
		太田 豊秋君	
		狩野 紀文君	
		景山俊太郎君	

平成十二年三月二十一日 参議院会議録第十一号 投票者氏名

魚住裕一郎君	海野義孝君
大森 礼子君	風間栄君
木庭健太郎君	沢たまき君
白浜 一良君	高野博師君
但馬 久美君	浜田卓二郎君
鶴岡 洋君	統訓弘君
浜四津敏子君	日笠勝之君
弘友 和夫君	福本潤一君
益田 洋介君	松あきら君
森本 晃司君	山下栄一君
山本 保君	渡辺孝男君
大渕 絹子君	大脇雅子君
梶原 敬義君	日下部禮代子君
照屋 寛徳君	田英夫君
福島 瑞穂君	田貞雄君
清水 澄子君	田正和君
三重野栄子君	谷本鑑君
泉 信也君	入澤肇君
扇 千景君	田村秀昭君
高橋 令則君	月原茂皓君
鶴保 庸介君	戸田邦司君
岩本 星野君	渡辺秀央君
岩本 朋市君	奥村展三君
椎名 荘太君	田名部屋省君
椎名 素夫君	佐藤道夫君
石井 城袋君	西川きよし君
堂本 晓子君	松岡満壽男君
堂本 一二君	中村敦夫君
島袋 宗康君	井上美代君
菅野 久光君	市田忠義君
池田 幹幸君	反対者氏名

久世	公堯君	倉田	恒一君
国井	正幸君	鴻池	寛之君
小山	孝雄君	佐藤	祥鑑君
佐々木	知子君	齊藤	昭郎君
佐藤	泰三君	塙崎	恭久君
清水	嘉与子君	須藤良太郎君	
裏		鈴木	正孝君
陣内	孝雄君	田浦	直君
世耕	弘成君	田村	公平君
未広	まさきこ君	谷川	秀善君
田中	直紀君	中島	義雄君
竹山	裕君	仲道	俊哉君
常田	享詳君	成瀬	守重君
中島	啓雄君	野沢	太三君
長峯	基君	南野	知恵子君
中原	爽君	日出	英輔君
西田	吉宏君	橋本	聖子君
野間	赳君	松谷	蒼一郎君
長谷川	道郎君	保坂	三藏君
駒	浩君	村上	正邦君
服部	三男雄君	森田	哲朗君
平田	耕一君	水島	裕君
森下	顯正君	矢野	
森山	裕君	依田	
山内	俊夫君	山下	
山崎	芳男君	善彦君	
山本	一大君	力君	
吉川	正昭君	吉村剛太郎君	
若林	正俊君	雅史君	

官 報 (号外)

平成十二年三月三十一日

参議院会議録第十一号 投票者氏名

足立 良平君	伊藤 基隆君	江本 孟紀君	小川 敏夫君	川橋 徹君	海野 澄君	今井 澄君	足立 良平君
小宮山洋子君	北澤 俊美君	郡司 彰君	佐藤 雄平君	高嶋 良充君	谷林 正昭君	内藤 正光君	前川 忠夫君
鷲野 幸子君	東君	高嶋 笹野	佐藤 輿石	谷林 角田	谷林 仁	平田 健一君	円 より子君
江本 敏夫君	徳君	佐藤 雄平君	東君	高嶋 良充君	高嶋 良充君	羽田 雄一郎君	前川 忠夫君
江本 孟紀君	澄君	高嶋 俊美君	東君	谷林 正昭君	谷林 正昭君	羽田 雄一郎君	前川 忠夫君
江本 孟紀君	澄君	高嶋 俊美君	東君	高嶋 俊美君	谷林 正昭君	羽田 雄一郎君	前川 忠夫君
江本 孟紀君	澄君	高嶋 俊美君	東君	高嶋 俊美君	谷林 正昭君	羽田 雄一郎君	前川 忠夫君
江本 孟紀君	澄君	高嶋 俊美君	東君	高嶋 俊美君	谷林 正昭君	羽田 雄一郎君	前川 忠夫君

統 高野 沢 風間 海野 荒木 和田 山下八洲夫君	魚住裕 本岡 昭次君	糸井 柳田 岩田 前川	内藤 美也子君	高嶋 幸子君	谷林 千葉 寺崎	佐藤 佐藤	木俣 久保	朝日 俊弘君
統 高野 沢 風間 海野 荒木 和田 山下八洲夫君	魚住裕 本岡 昭次君	糸井 柳田 岩田 前川	内藤 美也子君	高嶋 幸子君	谷林 千葉 寺崎	佐藤 佐藤	木俣 久保	朝日 俊弘君
統 高野 沢 風間 海野 荒木 和田 山下八洲夫君	魚住裕 本岡 昭次君	糸井 柳田 岩田 前川	内藤 美也子君	高嶋 幸子君	谷林 千葉 寺崎	佐藤 佐藤	木俣 久保	朝日 俊弘君
統 高野 沢 風間 海野 荒木 和田 山下八洲夫君	魚住裕 本岡 昭次君	糸井 柳田 岩田 前川	内藤 美也子君	高嶋 幸子君	谷林 千葉 寺崎	佐藤 佐藤	木俣 久保	朝日 俊弘君
統 高野 沢 風間 海野 荒木 和田 山下八洲夫君	魚住裕 本岡 昭次君	糸井 柳田 岩田 前川	内藤 美也子君	高嶋 幸子君	谷林 千葉 寺崎	佐藤 佐藤	木俣 久保	朝日 俊弘君

浜田卓二郎君	日笠 滉一君	福本 潤一君	浜田卓二郎君	日笠 滉一君	福本 潤一君	浜田卓二郎君	日笠 滉一君	福本 潤一君
浜田卓二郎君	日笠 滉一君	福本 潤一君	浜田卓二郎君	日笠 滉一君	福本 潤一君	浜田卓二郎君	日笠 滉一君	福本 潤一君
浜田卓二郎君	日笠 滉一君	福本 潤一君	浜田卓二郎君	日笠 滉一君	福本 潤一君	浜田卓二郎君	日笠 滉一君	福本 潤一君
浜田卓二郎君	日笠 滉一君	福本 潤一君	浜田卓二郎君	日笠 滉一君	福本 潤一君	浜田卓二郎君	日笠 滉一君	福本 潤一君
浜田卓二郎君	日笠 滉一君	福本 潤一君	浜田卓二郎君	日笠 滉一君	福本 潤一君	浜田卓二郎君	日笠 滉一君	福本 潤一君

反対者氏名

島袋 宗康君	曾野 久光君
西川きよし君	中村 敦夫君

○名

佐藤 道夫君	松岡満壽男君	田名部匡省君	奥村 展三君	戸田 邦司君	月原 秀央君	入澤 秀昭君	大脇 錦君	吉川 春子君	芳生君	谷本 旦下部徳代子君	八田ひろ子君	筆坂 敦君	橋本 緒方	市田 忠義君	井上 美代君	渡辺 勝夫君	山下 栄一君	福本 潤一君
佐藤 道夫君	松岡満壽男君	田名部匡省君	奥村 展三君	戸田 邦司君	月原 秀央君	入澤 秀昭君	大脇 錦君	吉川 春子君	芳生君	谷本 旦下部徳代子君	八田ひろ子君	筆坂 敦君	橋本 緒方	市田 忠義君	井上 美代君	渡辺 勝夫君	山下 栄一君	福本 潤一君
佐藤 道夫君	松岡満壽男君	田名部匡省君	奥村 展三君	戸田 邦司君	月原 秀央君	入澤 秀昭君	大脇 錦君	吉川 春子君	芳生君	谷本 旦下部徳代子君	八田ひろ子君	筆坂 敦君	橋本 緒方	市田 忠義君	井上 美代君	渡辺 勝夫君	山下 栄一君	福本 潤一君
佐藤 道夫君	松岡満壽男君	田名部匡省君	奥村 展三君	戸田 邦司君	月原 秀央君	入澤 秀昭君	大脇 錦君	吉川 春子君	芳生君	谷本 旦下部徳代子君	八田ひろ子君	筆坂 敦君	橋本 緒方	市田 忠義君	井上 美代君	渡辺 勝夫君	山下 栄一君	福本 潤一君
佐藤 道夫君	松岡満壽男君	田名部匡省君	奥村 展三君	戸田 邦司君	月原 秀央君	入澤 秀昭君	大脇 錦君	吉川 春子君	芳生君	谷本 旦下部徳代子君	八田ひろ子君	筆坂 敦君	橋本 緒方	市田 忠義君	井上 美代君	渡辺 勝夫君	山下 栄一君	福本 潤一君

官 報 (号 外)

平成十二年三月三十一日 參議院會議錄第十一号

第明治二十九年三月三十日
郵便局認物種類
日本郵便

発行所
二東京一〇一番四號大藏省印刷局
都五十一八虎ノ門二四五丁目
電話
03(3587)4294
定価
配本料三三〇円 別冊